

公開草案

国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案

「事業体の独立監査人により
実施される期中財務情報のレ
ビュー」

2026 年 5 月

コメント期限：2026 年 9 月 3 日

IAASB 及び IESBA のコンテンツの翻訳又は複製に関する申請は、知的財産及びサービス契約に基づき、国際会計士連盟（IFAC）が管理している。本書又はその他の出版物の複製若しくは翻訳の許可、又は知的財産に関する情報については、[許可申請ページ](#)にアクセスするか、Permissions@ifac.org まで問い合わせること。

IAASB について

本書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）により作成され、承認されたものである。本書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の規範性のある公表物ではなく、国際監査基準（ISA）を始めとした IAASB が定める国際基準を修正、拡大又はそれらに優先するものではない。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連サービスの基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証業務の専門職に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会及び、基準及びガイダンスの策定に対して公共の利益の観点からの意見を提供する IAASB ステークホルダー諮問委員会が関与する共通の基準設定プロセスに基づき、監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案

「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」

（〔目付〕以後開始する期間に係る期中財務情報のレビュー業務に適用される）

目次

はじめに

本 ISRE の範囲	1-4
期中レビュー業務	5-9
適用日	10
目的	11-12
定義	13-14
要求事項	
本 ISRE に準拠した期中レビュー業務の実施	15-19
関連する職業倫理に関する規程	20
職業的専門家としての懐疑心及び判断	21-22
業務レベルの品質マネジメント	23-24
期中レビュー業務契約の新規の締結及び更新	25-37
経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション	38
業務の計画及び実施	39-70
後発事象	71-74
経営者確認書	75-80
虚偽表示の集計及び評価	81-85
その他の記載内容	86-88
期中財務情報に対する結論の形成	89-94
監査人の期中レビュー報告書の作成	95-118
比較情報	119
調書	120-125

適用指針

本 ISRE の範囲	A1-A5
期中レビュー業務	A6-A8
目的	A9
定義	A10-A12
本 ISRE に準拠したレビュー業務の実施	A13-A15
関連する要求事項の遵守	A16
関連する職業倫理に関する規定	A17-A18
職業的専門家としての懐疑心及び判断	A19-A27
業務レベルの品質マネジメント	A28-A44
期中レビュー契約の新規の締結及び更新	A45-A60
経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション	A61-A62
業務の計画及び実施	A63-A123
経営者確認書	A124-A126
識別した虚偽表示の集計及び評価	A127-A130
その他の記載内容	A131-A136
期中財務情報に対する結論の形成	A137-A145
監査人の期中レビュー報告書の作成	A146-A183
調書	A184-A186
付録 1：期中レビュー報告書の文例	
付録 2：独立監査人の期中レビュー報告書における継続企業の前提区分の文例	

はじめに

本 ISRE の範囲

1. 本国際レビュー業務基準（ISRE）は、以下について規定している（A1 項から A2 項参照）。
 - (a) 年度の財務諸表の監査人が、期中財務情報のレビュー業務を実施する場合における当該監査人の責任
 - (b) 期中財務情報に対するレビュー報告書の様式及び記載内容

本 ISRE において「監査人」という用語が使用されるのは、本 ISRE が、年度の財務諸表の独立監査人によって実施される期中財務情報のレビュー（「期中レビュー業務」）に適用されるためであり、監査人が監査業務を実施しているためではない（A2 項参照）。

2. 本 ISRE は、年度の財務諸表の監査人が、その他の過去財務情報のレビュー業務を実施する場合においても、状況に応じて適宜読み替えて適用される。

年度の財務諸表の監査人ではない業務実施者により実施される期中財務情報のレビュー

3. 本 ISRE は、年度の財務諸表の監査人ではない業務実施者により実施される期中財務情報のレビュー業務には適用されない。当該業務は、ISRE 2400（改訂）に準拠して実施される¹（A3 項から A4 項参照）。

ISQM 1 との関係²

4. ISQM 1 は、品質管理システムの整備及び運用に関する監査事務所の責任を扱っており、監査事務所が実施する期中レビュー業務に適用される。本 ISRE は、監査事務所が ISQM 1 又は ISQM 1 と同等以上に厳格な各国の要求事項の適用を受けていることを前提としている（A5 項参照）。

期中レビュー業務

5. 期中レビュー業務は、「保証業務の国際的なフレームワーク（保証フレームワーク）」において説明されている限定的保証業務である。³
6. 期中レビュー業務では、監査人は、適用される財務報告の枠組みに従って経営者が作成した期中財務情報に対する想定利用者の信頼性を高めるため、結論を表明する。監査人の結論は、全体としての期中財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて得た限定的保証に基づいて表明するものである。監査人は、限定的保証の結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するため、レビュー手続を実施する。（A6 項から A8 項参照）

¹ ISRE 2400（改訂）「財務諸情報のレビュー業務」

² 国際品質マネジメント基準（ISQM）第 1 号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

³ 保証業務の国際的なフレームワークの第 15 項及び第 16 項

7. 監査人が期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合、本 ISRE は、監査人に対して、本 ISRE に準拠して期中財務情報に対する限定的保証の結論を表明できるように、個々の状況において必要と考える追加的な手続を立案し、実施することを求めている。

財務諸表監査との違い

8. 期中レビュー業務は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査とは大きく異なる。年度の財務諸表の監査は、合理的保証業務⁴であり、監査人は、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて意見を表明するための基礎として、十分かつ適切な監査証拠を入手する。
9. これに対し、期中レビュー業務は、合理的保証を得ることを目的とするものではない。監査人が期中レビュー業務において実施する手続の種類、時期及び範囲は、監査において実施する手続と比べ限定される。その結果、期中レビュー業務では、監査であれば識別される可能性のある全ての重要事項について監査人が気付くことはできない。したがって、期中レビュー業務で得られる保証の水準は、監査における保証水準よりも大幅に低い。そのため、期中レビュー業務は、期中財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明するための基礎を提供するものではない。

適用日

10. 本 ISRE は、[目付] 以後開始する期間に係る期中財務情報のレビュー業務から適用する。

目的

11. 期中財務情報のレビュー実施における監査人の目的は、以下のとおりである。
 - (a) 不正か誤謬かを問わず、全体としての期中財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得て、期中財務情報が、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと監査人に信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかに関し、結論を表明できるようにすること。
 - (b) 本 ISRE の要求事項に従って、期中財務情報について結論を表明するとともに、コミュニケーションを行うこと。
12. 本 ISRE は、監査人が限定的保証を得ることができず、かつ、想定利用者に対する報告の目的に照らし、監査人の期中レビュー報告書における限定付結論ではその状況において不十分な場合には、監査人に対して結論を不表明とするか、又は適用される法令の下で可能な場合には期中レビュー契約を解除することを求めている（A9 項参照）。

⁴ 保証業務の国際的なフレームワークの第 14 項

定義

13. 本 ISRE における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (a) 「分析的手続」－財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することという。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人の推定値と大きく乖離する変動や関係の必要な調査も含まれる。
- (b) 「適用される財務報告の枠組み」－期中財務情報の作成において、企業の特性と期中財務情報の目的に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者が採用する財務報告の枠組みをいう。

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- (i) 期中財務情報の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- (ii) 期中財務情報の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要になることが想定されている。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記 (i) 及び (ii) のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。

- (c) 「保証業務リスク」－監査人が、期中財務情報の重要な虚偽表示を看過して誤った結論を表明するリスクをいう。
- (d) 「質問」－質問は、企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。
- (e) 「期中財務情報」－適用される財務報告の枠組みに準拠して、期中会計期間を対象に作成され表示される過去財務情報をいう（A8 項参照）。
- (f) 「限定的保証業務」－本 ISRE に従って結論を表明する基礎として、監査人が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が、合理的保証業務に比べてより高く設定される保証業務をいう。限定的保証業務で実施される手続の種類、時期及び範囲は、合理的保証業務で必要な手続と比較して限定的であるが、監査人の職業的専門家としての判断において、意味のある保証水準を得るように計画される。意味のある保証水準は、想定利用者にとって、期中財務情報の信頼性を少なくともある程度高める保証水準である。

- (g) 「その他の記載内容」一期中レビュー業務の対象とならない情報であって、法令等又は慣行により、期中財務情報及び期中レビュー報告書を含む文書に含まれるものをいう（A10 項から A11 項参照）。
 - (h) 「関連する職業倫理に関する規定」一期中レビュー業務を行う際に職業会計士に適用される職業倫理の原則及び職業倫理に関する規定をいう。関連する職業倫理に関する規定は、監査及びレビュー業務に関する国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）の規定に、各国で要求されるより厳格な事項を加えて構成されることが多い。
 - (i) 「レビュー手続」一期中レビュー業務の目的を達成するために必要と認められる手続であり、主として質問及び分析的手続で構成される（A82 項から A83 項参照）。
14. 本 ISRE は、グループに係るものを含む全ての期中レビュー業務に適用される。「ハンドブックの用語集」⁵（「用語集」）には、グループ監査業務に適用される特定の用語が含まれている。本 ISRE において、用語集で定義されているグループに関する用語を使用する場合、当該用語は、グループ財務諸表の監査人が実施するグループの期中財務情報のレビュー（「グループ期中レビュー業務」）の観点で読まれ、適用されることを意図している（A12 項参照）。

要求事項

本 ISRE に準拠した期中レビュー業務の実施

本 ISRE の内容

15. 本 ISRE を適用するに当たり、監査人は、本 ISRE の目的を理解し、要求事項を適切に適用するため、その適用指針及びその他の説明資料を含め、本 ISRE を全体として理解しなければならない（A13 項から A15 項参照）。

関連する要求事項の遵守

16. 監査人は、本 ISRE の要求事項のうち個々の期中レビュー業務に関連するものは全て遵守しなければならない。個々の期中レビュー業務に関連しているとは、特定の期中レビュー業務について、本 ISRE の取り扱う状況が存在している場合をいう。
17. 監査人は、個々の期中レビュー業務に関連する本 ISRE の全ての要求事項を遵守しない限り、本 ISRE に準拠した旨を記載してはならない。
18. 監査人は、例外的な状況において、本 ISRE の関連する要求事項に代えて代替的な手続が必要と判断する場合がある。このような状況においては、監査人は、当該要求事項の趣旨を達成するための代替的な手続を実施しなければならない。要求事項が特定の手続の実施に関するものである場合、当該手続がその期中レビュー業務において、要求事項の趣旨を達成するために有効でない状況においてのみ、監査人は要求事項に代えて代替的な手続を実施する必要がある（A16 項参照）。

⁵ IAASB が公表した「国際品質マネジメント、監査、レビュー、その他の保証及び関連サービス基準のハンドブック」（「ハンドブック」）に収録されている国際基準に関連する用語集。

関連する要求事項に代えて代替的な手続を実施した場合の文書化

19. 監査人は、例外的な状況において、本 ISRE における要求事項に代えて代替的な手続が必要と判断した場合には、実施された代替的な手続がどのようにその要求事項の趣旨を達成したかということ及びその理由を文書化しなければならない（A16 項参照）。

関連する職業倫理に関する規定

20. 監査人は、独立性を含む関連する職業倫理に関する規定を遵守しなければならない（A17 項から A18 項参照）。

職業的専門家としての懐疑心及び判断

21. 監査人は、期中財務情報において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的専門家としての懐疑心を保持して業務を計画し実施しなければならない（A19 項から A23 項参照）。
22. 監査人は、業務の計画と実施において、職業的専門家としての判断を行使しなければならない（A24 項から A27 項参照）。

業務レベルの品質マネジメント

23. 業務執行責任者は、以下に関して全体的な責任を負わなければならない。
- (a) 期中レビュー業務の品質を管理し、達成すること。これには、業務執行責任者が、重要な判断及び到達した結論が業務の内容及び状況を踏まえて適切であるかどうかを判断する根拠を得られるよう、業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与することが含まれる（A28 項から A30 項参照）。
 - (b) 業務チームのメンバーへの指揮、監督及びその作業を査閲すること。
 - (c) 期中レビュー業務が、以下を含む監査事務所の品質管理の方針又は手続に準拠して実施されていること（A31 項から A34 項参照）。
 - (i) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続に従っていること、並びに到達した結論が適切であることを判断すること（第 25 項から第 37 項も参照）（A35 項から A39 項参照）。
 - (ii) 業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて判断すること（A40 項から第 A41 項参照）。
 - (iii) 業務チームが全体として、業務を実施し、状況に応じた適切な報告書を発行するために必要な十分な時間を含む、適切な適性及び能力を有しているかについて判断すること。
 - (iv) 適切な業務調書が作成され維持されること。
 - (v) ISQM 1 又は監査事務所の方針若しくは手続において審査が求められている場合は、審査が完了した日以降を期中レビュー報告書日とすること（A42 項から A43 項参照）。

24. 業務執行責任者は、監査事務所及び該当する場合には他のネットワーク・ファームから伝達された、監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報及び当該情報が担当する期中レビュー業務に影響を与えているかどうかを考慮しなければならない（A44 項参照）。

期中レビュー契約の新規の締結及び更新

期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件

25. 監査人は、期中レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、以下の事項を実施しなければならない。
- (a) 期中財務情報の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断すること（A45 項から A49 項参照）。
 - (b) 以下の責任を有することを認識し理解していることについて経営者の合意を得ること（A50 項から A51 項参照）。
 - (i) 適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務情報を作成すること。適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。
 - (ii) 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない期中財務情報を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。
 - (iii) 以下を監査人に提供すること。
 - a. 経営者が期中財務情報の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報
 - b. 監査人が期中レビュー業務の目的に関連して経営者に追加的に依頼する情報
 - c. 監査人が証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のないアクセス
26. 第 25 項の前提条件が満たされていない場合、監査人は、経営者又はガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議し、当該事項を解決できるかどうかを判断しなければならない。前提条件を満たすための変更を行うことができない場合、監査人は、法令等で要求されていない限り、期中レビュー契約を新規に締結又は更新してはならない。ただし、そのような状況の下で、当該業務を実施する場合には、当該業務は本 ISRE に準拠したものではないため、監査人は、期中レビュー報告書に本 ISRE に準拠して実施された期中レビュー業務であることを示すような記載を行ってはならない。
27. 期中レビュー契約の締結後、前提条件のうち一つ又は複数が満たされていないことが明らかになった場合には、監査人は、経営者又はガバナンスに責任を有する者と当該事項を協議し、以下を判断しなければならない。
- (a) 当該事項を解決できるかどうか。
 - (b) 期中レビュー業務の継続が適切かどうか。
 - (c) 期中レビュー報告書において当該事項を記載するかどうか。また、記載する場合、どのように記載するか。

期中レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を与えるその他の要因

28. 法令等により求められる場合を除き、監査人は、当該期中レビュー業務に合理的な目的があると判断できない場合には、期中レビュー契約を新規に締結又は更新してはならない。（A52 項から A53 項参照）
29. 監査人は、経営者又はガバナンスに責任を有する者が、提案された期中レビュー業務の契約条件において監査人の作業の範囲に制約を課しており、その制約により、期中財務情報に対する結論を表明しないことになると判断した場合、法令等により求められる場合を除き、そのような期中レビュー契約を新規に締結又は更新してはならない。
30. 業務執行責任者は、期中レビュー契約の新規の締結又は更新の前に監査事務所が認識していれば契約の締結を辞退する原因となるような情報を入手した場合、監査事務所及び業務執行責任者が必要な対応をとることができるように、監査事務所に当該情報を速やかに報告しなければならない。

法令等により期中レビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項

31. 法令等により期中レビュー報告書の様式又は用語が規定されており、規定されている様式又は用語が本 ISRE の第 95 項の要求事項と大きく異なる場合、監査人は、以下を評価しなければならない。
 - (a) 監査人による限定的保証の結論について、想定利用者に誤解を生じさせる可能性があるかどうか。
 - (b) 誤解が生じる可能性がある場合、期中レビュー報告書に追加的な説明を記載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうか。
32. 監査人は、このような誤解が生じる可能性を、期中レビュー報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減できないと判断した場合、法令等により求められない限り、期中レビュー契約を締結してはならない。このような状況の下で法令等に準拠して実施される期中レビュー業務は、本 ISRE に準拠したものではない。したがって、監査人は、期中レビュー報告書に本 ISRE に準拠して実施された期中レビュー業務であることを示すような記載を行ってはならない（A183 項参照）。

期中レビュー業務の契約条件に関する合意

33. 監査人は、期中レビュー業務の実施に先立ち、期中レビュー業務の契約条件について経営者又はガバナンスに責任を有する者と合意しなければならない（A54 項参照）。
34. 期中レビュー業務の契約条件の合意された内容として、以下の事項を期中レビュー契約書又は他の適切な形式による合意書に記載しなければならない（A55 項から A56 項及び A60 項参照）。
 - (a) 期中レビュー業務の目的及び範囲
 - (b) 期中財務情報の作成において適用される財務報告の枠組み
 - (c) 第 25 項(b)に記載されている内容を含む、経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者の責任（A57 項参照）
 - (d) 監査人の責任

- (e) 期中レビュー業務は監査でない旨、及び業務実施者は期中財務情報に対する意見を表明しない旨
 - (f) 期中レビュー報告書の想定される様式及び内容並びに状況により想定された様式及び内容と異なる場合がある旨
35. 毎期継続的に実施される期中レビュー業務において、監査人は、期中レビュー業務の契約条件の変更を必要とする状況が生じているかどうか、又は現行の契約条件の再確認を経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に求める必要があるかどうかを評価しなければならない。（A58 項参照）

期中レビュー業務の契約条件の変更（A59 項参照）

36. 監査人は、正当な理由がない限り、期中レビュー業務の契約条件の変更に合意してはならない。監査人がレビュー業務の契約条件の変更の要請に同意できず、かつ、経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者が当初の条件どおりにレビュー業務を継続することを許容しない場合には、監査人は、以下を実施しなければならない。
- (a) 適用される法令等において可能な場合には、レビュー業務契約を解除すること。
 - (b) 契約等によって、ガバナンスに責任を有する者、株主又は規制当局等の他の関係者に状況を報告する義務があるかどうかを判断すること。
37. 期中レビュー業務の契約条件が変更される場合、監査人と経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者は、変更後の契約条件について合意し、それを期中レビュー契約書又はその他の適切な形式の合意書に記載しなければならない。

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

38. 監査人は、職業的専門家として、経営者又は必要に応じてガバナンスに責任を有する者の注意を喚起するのに値すると判断した重要な事項について適時にコミュニケーションを行わなければならない（A61 項から A62 項参照）。

業務の計画及び実施

グループ期中レビュー業務

39. グループ期中レビュー業務において、グループ監査人は、構成単位の監査人が関与する場合には構成単位の監査人が実施する作業の内容、時期及び範囲を決定しなければならない（A63 項から A64 項参照）。
40. 構成単位の監査人が関与する場合、グループ監査人は、実施する作業及びその作業の結果について求められる報告について、構成単位の監査人とコミュニケーションをとらなければならない（A65 項参照）。

重要性

41. 監査人は、期中レビュー業務の過程で、当初決定した重要性を改訂すべき情報を認識した場合には、期中財務情報全体に対する重要性を修正し、実施したレビュー手続に与える影響を判断しなければならない（A71 項参照）。
42. 監査人は、期中レビュー業務の過程で、当初決定した重要性を改訂すべき情報を認識した場合には、

期中財務情報全体に対する重要性を修正し、実施したレビュー手続に与える影響を判断しなければならない（A71 項参照）。

企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解

43. 監査人は、以下を実施しなければならない。

- (a) 年次財務情報及び期中財務情報の両方の作成に関連して、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムについて理解すること。
- (b) その理解に基づき、不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じる可能性のある期中財務情報の領域を識別すること（A72 項から A79 項参照）。

レビュー手続の立案及び実施

44. 監査人は、重要な虚偽表示が生じる可能性がある期中財務情報の領域への対応に重点を置いた質問、分析的手続及びその他のレビュー手続を立案し、実施しなければならない。（A80 項から A92 項参照）

45. 監査人は、経営者及び適切な場合には企業内のその他の者に対し、以下について質問しなければならない（A93 項から A97 項参照）。

- (a) 期中財務情報が適用される財務報告の枠組みに従って作成及び表示されているかどうか
- (b) 会計原則又はその適用方法に変更があったかどうか
- (c) 新規の取引により、新たな会計原則の適用又は企業の会計方針の変更が必要となったかどうか
- (d) 重要な会計上の見積り（経営者による手法、重要な仮定及びデータの選択、並びに該当する場合には、企業を代表して特定の行動方針を実施する経営者の意思及び能力に変更があったかどうかを含む。）
- (e) 重要かつ通例でない取引若しくは複雑な取引、事象又は事項（新たな会計上の見積り又は会計上の見積りの変更を含む。）が、企業の期中財務情報に影響を及ぼしたか、又は及ぼす可能性があるかどうか（A95 項参照）
- (f) 不正による期中財務情報の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者のリスク評価の結果
- (g) 年次財務情報及び期中財務情報の両方の作成と表示に関連する、内部統制の設計又は運用における重要な不備
- (h) 経営者が認識しているものの、修正のための変更を行っていない虚偽表示が期中財務情報に含まれているかどうか

- (i) 直近の年次財務諸表に対する監査人の意見又は過去の期中レビューの結論が除外事項付となった原因である事項が存在する場合、その現状
 - (j) 直近の年次監査業務又は期中レビュー業務において識別された未修正の虚偽表示が修正されたかどうか、また修正された場合には、修正時期及び修正額
 - (k) 重要な仕訳入力又は期中財務情報に対するその他の重要な修正
 - (l) 期中財務情報に重要な影響を与える可能性のある、約定、契約債務若しくは偶発事象の新たな発生又は重要な変更
 - (m) 期中財務情報に重要な影響を与える可能性のある、訴訟若しくは賠償請求の新たな発生又は重要な変更（A97 項参照）。
 - (n) 財務制限条項の遵守
46. 監査人は、分析的手続を立案する場合には、分析的手続の実施に使用される情報が、その目的に照らして適切であるかどうかを考慮しなければならない（A98 項参照）。
47. 監査人は、期中財務情報に影響を与える可能性のある事項を識別するため、株主、ガバナンスに責任を有する者及びその他の適切な委員会の会議議事録を通読するとともに、議事録が入手できない会議で取り扱われた事項について質問しなければならない。
48. 監査人は、期中財務情報を閲覧し、期中財務情報が、全ての重要な点において適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていない可能性があると考えさせる事項が存在するかどうかを検討しなければならない。

関連当事者

49. 監査人は、経営者及び適切な場合には企業内のその他の者に対し、以下について質問しなければならない。
- (a) 関連当事者及び関連当事者との取引（取引の目的を含む。）の変更又は新たな発生
 - (b) 関連当事者との取引が、期中財務情報において適切に処理され、開示されているかどうか
50. 監査人は、経営者がこれまでに識別していない、又は監査人に開示していない関連当事者との関係又は関連当事者との取引の存在を示唆する情報に対して常に注意を払わなければならない。
51. 監査人は、企業の通常の取引過程から外れた重要な取引に気付いた場合、以下について経営者に質問しなければならない。
- (a) 当該取引の内容
 - (b) 関連当事者が関与したかどうか
 - (c) 当該取引の事業上の合理性

不正及び違法行為

52. 監査人は、期中財務情報に影響を与える可能性がある不正若しくは不正の疑い、又は識別された違法行為若しくはその疑いについて、経営者及び適切な場合には企業内のその他の者に質問しなければならない。
53. 監査人は、期中レビュー業務中に実施する手続により、不正若しくは不正の疑い、又は違法行為若しくはその疑いに関する情報に気付く可能性があることに常に留意しなければならない。

不正

54. 監査人は、不正又は不正の疑いに気づいた場合には、以下を実施しなければならない。（A99 項参照）
- (a) 当該事項について理解すること（当該事項を調査するための企業のプロセス及び講じられた是正措置を含む。）
 - (b) 当該不正又は不正の疑いが明らかに些細な場合を除き、当該不正又は不正の疑いが期中財務情報に重要な影響を与える可能性があるかどうかを評価するための追加の情報を入手すること（A100 項参照）
55. 監査人は、不正による虚偽表示を識別した場合には、以下を検討しなければならない。（A101 項参照）
- (a) 当該虚偽表示が期中レビュー業務の他の側面に与える影響
 - (b) 経営者確認書の信頼性に及ぼし得る影響

法令違反

56. 違法行為監査人は、期中レビュー業務の実施中に識別された違法行為又はその疑いについて、以下を実施して適切に対応しなければならない。（A102 項参照）
- (a) 行為の内容及び発生した状況について理解する。
 - (b) 期中財務情報への影響を評価するための追加的な情報を入手する。

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション並びに適切な当局への報告

57. 監査人は、不正若しくは不正の疑い、又は違法行為若しくはその疑いに気付いた場合、以下を実施しなければならない。
- (a) 法令等により禁止されている場合を除き、適切な階層の経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に対して、当該事項を適時に伝えること（A103 項参照）。
 - (b) 法令等又は職業倫理に関する規定が以下に該当するかどうかを判断すること（A104 項から A106 項参照）
 - (i) 企業の外部の適切な当局へ報告することを監査人に求めている
 - (ii) その状況において企業の外部の適切な当局に報告することが適切な場合の責任又は権利を定めている。

継続企業の前提

58. 監査人は、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に関する評価を実施したかどうかについて質問しなければならない（A107 項参照）。
59. 経営者がまだ当該評価を実施していない場合、監査人は、期中財務情報の承認日から少なくとも 12 か月間を対象期間とする評価を実施するよう経営者に要請しなければならない。
60. 経営者による評価の対象期間が期中財務情報の承認日から 12 か月未満の場合、監査人は、評価期間を承認日から少なくとも 12 か月まで延長するよう経営者に要請しなければならない。（A108 項から A109 項参照）
61. 経営者が評価を実施しない又は延長しない場合、監査人は、期中レビュー業務に対する影響を検討しなければならない。
62. 監査人は、以下について質問しなければならない（A110 項参照）。
 - (a) 期中時点での評価を行うに当たり経営者が使用した手法、データ又は仮定について、前年度の財務諸表監査又は期中レビュー期間以降に重要な変更があった場合には、その内容
 - (b) 直近の年度財務諸表又は期中レビュー期間について実施した評価の時点で存在していた事象又は状況の現状（状況の変化又は状況を解決するために講じられた措置を含む。）
 - (c) 前回の年度財務諸表監査又は期中レビュー期間以降に新たに生じた、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある新たな事象又は状況
63. 第 62 項の質問及び実施したその他のレビュー手続の結果として、監査人が、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況を認識した場合、監査人は以下を実施しなければならない。
 - (a) 継続企業の前提の評価に関連する対応策について経営者に質問すること。
 - (b) 以下を検討すること。
 - (i) 経営者の対応策の実行可能性
 - (ii) 対応策の結果が、識別された事象又は状況の影響を軽減するのに十分である可能性
 - (iii) 経営者が特定の行動方針を実行する意思と能力を有しているかどうか
 - (c) 経営者の対応策に関して、状況に応じて必要なその他の手続の実施を検討すること（A111 項から A112 項参照）。
64. 監査人は、実施したレビュー手続から入手した証拠に基づき、以下のいずれかに監査人が気付いたかどうかを評価しなければならない（A112 項参照）。
 - (a) 経営者が継続企業の前提に基づき期中財務情報を作成したことが不適切であると考えさせる事項。

(b) 継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在を示す事項。

65. 監査人は、適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らして、継続企業の前提に関する開示情報の十分性を評価しなければならない（A113 項から A114 項参照）。

監査人の利用する専門家の業務の利用

66. 監査人は、十分かつ適切な証拠を入手するために、監査人の利用する外部の専門家の業務を利用する必要があると判断した場合、以下を実施しなければならない（A115 項参照）。

(a) 専門家が監査人の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を備えているかどうかを評価すること。

(b) 専門家が実施した業務が監査人の目的に照らして十分であるかどうかを判断すること。

67. 第 66 項 (a) の評価に基づき、専門家が必要な適性若しくは能力を備えていない、又は専門家の客観性に対する阻害要因を除去若しくは許容可能な水準まで軽減できないと監査人が判断した場合、監査人は、当該専門家の業務を利用してはならない（A116 項から A117 項参照）。

期中財務情報と基礎となる会計記録との調整

68. 監査人は、期中財務情報が基礎となる会計記録と一致又は調整後一致するという証拠を入手しなければならない（A118 項参照）。

69. グループ期中レビュー業務の場合、監査人は、グループ期中財務情報が連結明細表及び重要な連結仕訳入力と修正の記録と一致又は調整後一致しているという証拠を入手しなければならない（A119 項参照）。

期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性に監査人が気付いた場合の追加的な手続

70. 監査人は、期中財務情報に重要な虚偽表示があると考えさせる事項に気付いた場合には、以下のいずれかの時点まで、さらなる証拠を入手するための追加的な手続を立案し、実施しなければならない（A120 項から A123 項参照）。

(a) 当該事項が期中財務情報全体に重要な虚偽表示を生じさせる可能性は低いと結論付ける。

(b) 当該事項が期中財務情報全体に重要な虚偽表示を生じさせると判断する。

後発事象

71. 監査人は、期中財務情報の日付から監査人の期中レビュー報告書の日付までの間に発生し、期中財務情報の修正又は期中財務情報における開示が要求される事象を、経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者が識別して対応したかどうかについて質問しなければならない。

72. 監査人は、期中財務情報の日付から監査人の期中レビュー報告書の日付までの間に発生し、期中財務情報の修正又は期中財務情報における開示が要求される事象に気付いた場合には、当該虚偽表示の修正を経営者に要請しなければならない。
73. 監査人は、監査人の期中レビュー報告書の日付後、期中財務情報に関するいかなる手続を実施する義務も負わない。しかしながら、監査人の期中レビュー報告書の日付後から期中財務情報の発行日まで、当該報告書の日付時点で把握していれば当該報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知ることとなった場合、監査人は以下を実施しなければならない。
- (a) 当該事項について経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者と協議する。
 - (b) 期中財務情報の修正が必要かどうかを判断する。
 - (c) 期中財務情報の修正が必要な場合、当該事項について期中財務情報でどのように扱う予定であるかを経営者に質問する。
74. 監査人が期中財務情報の修正が必要であると判断する状況において、経営者が期中財務情報の修正を行わず、監査人の期中レビュー報告書がすでに企業に提供されている場合には、監査人は、経営者及びガバナンスに責任を有する者に、必要な修正が行われるまでは、期中財務情報を第三者に対して発行しないよう通知しなければならない。それにもかかわらず、必要な修正が行われないまま、その後期中財務情報が発行された場合、監査人は、利用者が監査人の期中レビュー報告書に依拠することを防ぐための適切な措置を講じなければならない。

経営者確認書

経営者の責任に関する確認事項

75. 監査人は、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するよう経営者に要請しなければならない（A124 項から A126 項参照）。
- (a) 業務契約書に記載されているとおり、適用される財務報告の枠組みに従って、期中財務情報（適性表示の枠組みの場合には適正に表示することを含む。）を作成する責任を果たした旨
 - (b) 業務契約書において合意したとおり、全ての関連する情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨
 - (c) 全ての取引が記録され、期中財務情報に反映されている旨

法令等により、経営者がその責任に関して書面により公表された声明を行うことが要求されており、かつ、監査人が、当該声明が要求される確認事項の一部又は全部を提供していると判断した場合には、当該声明に含まれる事項を確認書に含める必要はない。

その他の確認事項

76. 監査人は、経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に対して、以下の事項を記載した経営者確認書を提出するよう要請しなければならない（A124 項参照）。
- (a) 未修正の虚偽表示の与える影響が、個別にも集計しても全体として期中財務情報に対して重要性がないと判断している旨。経営者確認書には、未修正の虚偽表示の要約を記載するか又は添付しなければならない。

- (b) 会計上の見積り及び関連する注記を行う際に使用された手法、重要な仮定及びデータが、適用される財務報告の枠組みの要求事項に照らして適切である旨
- (c) 継続企業の前提に関して
 - (i) 継続企業の前提に基づき期中財務情報を作成することが適切であると判断した旨
 - (ii) 期中報告期間における継続企業の前提の評価には、経営者が認識している、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある全ての事象又は状況が反映されており、また、そのような事象又は状況があればその全てを監査人に開示している旨
 - (iii) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況が識別されている場合には、その対応策を監査人に開示するとともに、その実行可能性を評価し、特定の行動方針を実施する意思及び能力を有しているかどうかを判断したことを監査人に開示した旨
 - (iv) 継続企業の前提に関連する事項が、適用される財務報告の枠組みの要求事項に従って期中財務情報に適切に開示されている旨。これには、該当する場合、企業の継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しないと結論付けるにあたって経営者が行った重要な判断が含まれる。
- (d) 不正を防止又は発見するための内部統制の整備及び運用についての経営者の責任を認識しており、その責任を適切に果たしている旨
- (e) 監査人に以下の事項を開示している旨
 - (i) 期中財務情報に不正による重要な虚偽表示がある可能性に対する経営者の評価結果
 - (ii) 以下の者が関与する、企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑い（不正の申立てを含む。）に関する情報
 - a. 経営者
 - b. 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - c. その不正が期中財務情報に影響を及ぼす可能性がある場合には、その他の者
 - (iii) 従業員、元従業員、アナリスト、規制当局又はその他の者から入手した、企業の期中財務情報に影響を及ぼす不正の疑い（不正の申立てを含む。）に関する情報
 - (iv) 期中財務情報を作成する場合に影響を考慮すべき違法行為又はその疑いに関して認識している全ての事実
 - (v) 企業の関連当事者の名称、並びに認識している全ての関連当事者との関係及び取引又は取り決め

- (vi) 期中財務情報の日付後に発生し、適用される財務報告の枠組みにより修正又は開示が要求されている全ての事象
 - (vii) 企業の期中財務情報に影響を与えた、又は影響を与える可能性のある重要な約定、契約債務又は偶発事象
 - (viii) 期中財務情報に重要な影響を及ぼす可能性のある、既に認識されている又は潜在的な訴訟及び賠償請求
77. 経営者確認書は、監査人を宛先とする書面でなければならない。
78. 要請された経営者確認書の一つ又は複数を経営者が提供しない場合、又は経営者確認書を提供した者の能力若しくは誠実性、又は当該経営者確認書の信頼性について疑義がある場合には、監査人は、以下を実施しなければならない。
- (a) 当該事項について経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者と協議する。
 - (b) 経営者の誠実性を再評価し、当該事項が入手した証拠の信頼性に及ぼす影響を評価すること。
 - (c) 本 ISRE に従って、監査人の期中レビュー報告書の結論に及ぼす可能性のある影響を判断することを含め、適切な措置を講じること。
79. 監査人は、以下のいずれかに該当する場合には、期中財務情報に対する結論を不表明とするか、又は適用される法令等の下で可能であれば、適宜、業務契約を解除しなければならない。
- (a) 経営者の誠実性について重大な疑義があり、経営者確認書に信頼性がないと監査人が結論付けた場合
 - (b) 経営者が、第 75 項で要求される経営者の責任に関する確認書を提供しない場合

経営者確認書の日付及び対象期間

80. 経営者確認書の日付は、監査人の期中レビュー報告書の日付に可能な限り近い日付でなければならないが、それより後であってはならない。経営者確認書は、監査人の期中レビュー報告書が対象とする全ての期中財務情報及び期間を対象とするものでなければならない。

虚偽表示の集計及び評価

識別した虚偽表示の集計

81. 監査人は、明らかに僅少なものを除き、期中レビュー業務の過程で識別した虚偽表示を集計しなければならない（A127 項から A128 項参照）。

識別した虚偽表示に関するコミュニケーション及び修正

82. 監査人は、期中レビュー業務の過程で集計した全ての虚偽表示を適切な階層の経営者に適時に報告し、これらの虚偽表示を修正するよう経営者に求めなければならない。

83. 経営者が虚偽表示の一部又は全部の修正を拒否した場合には、監査人は、経営者が修正を拒否した理由を理解し、第 91 項に従って期中財務情報が重要な虚偽表示を含まないかどうかについて結論付ける際に、その理解を考慮しなければならない。
84. 法令等により禁止されている場合を除き、監査人は、未修正の虚偽表示及びそれらが個別に又は集計した場合に監査人の期中レビュー報告書の結論に及ぼす可能性のある影響を、ガバナンスに責任を有する者に伝えなければならない（A129 項参照）。

未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価

85. 監査人は、未修正の虚偽表示が、個別に又は集計して、期中財務情報にとって重要であるかどうかを判断しなければならない（A130 項参照）。

その他の記載内容

86. 監査人は、その他の記載内容を読み、期中財務情報との間に重要な相違があるかどうかを検討しなければならない（A131 項参照）。
87. 重要な相違がある場合、監査人は、当該事項について経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者と協議し、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があるかどうかを判断しなければならない（A132 項から A133 項参照）。
88. 監査人がその他の記載内容に重要な虚偽表示が存在することに気付く、経営者がその他の記載内容の修正を拒否した場合には、監査人は業務に対する影響を検討しなければならない（A134 項から A136 項参照）。

期中財務情報に対する結論の形成

実施したレビュー手続から得られた証拠の評価

89. 監査人は、期中財務情報に対する結論を形成するための十分かつ適切な証拠を、実施したレビュー手続から入手できたかどうかを評価しなければならない。評価を行うに当たり、監査人は、他の証拠と整合する、又は矛盾する証拠を含め、期中財務情報を裏付けるか、又は期中財務情報に矛盾するかどうかにかかわらず、入手した全ての証拠を考慮しなければならない。
90. 十分かつ適切な証拠を入手できなかった場合、監査人は、その状況において必要な場合にはさらなる証拠の入手を試みなければならない（A82 項から A83 項及び A137 項から A138 項参照）。

結論の形成

91. 監査人は、期中財務情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて結論を形成しなければならない。
92. 結論を形成するに当たり、監査人は以下を実施しなければならない。
 - (a) 以下を検討すること。
 - (i) 十分かつ適切な証拠を入手できたかどうかに関する第 89 項の評価

- (ii) 未修正の虚偽表示が、個別に又は集計して、期中財務情報にとって重要かどうかに関する第 85 項の判断
 - (b) 経営者の判断に偏向が存在する兆候等、企業の会計実務の質的側面を検討すること（A139 項参照）。
 - (c) 期中財務情報において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述又は説明されているかどうかを評価すること（第 A140 項から第 A141 項参照）。
 - (d) 適用される財務報告の枠組みの要求事項及び実施した手続の結果と照らし、以下の事項を検討すること。
 - (i) 該当する場合には財務諸表の名称を含め、期中財務情報で使用されている用語は適切であるかどうか。
 - (ii) 期中財務情報において、重要な会計方針に関する情報が適切に開示されているかどうか。
 - (iii) 選択され適用された会計方針が、適用される財務報告の枠組みに準拠しており、かつ適切であるかどうか。
 - (iv) 経営者の行った会計上の見積り及び関連する開示情報が合理的であるかどうか。
 - (v) 期中財務情報において表示された情報が、目的適合性、信頼性、比較可能性及び理解可能性を有していると思われかどうか。
 - (vi) 重要な取引や事象が期中財務情報において伝達される情報に及ぼす影響について、想定利用者が理解するために適切な開示が期中財務情報においてなされているかどうか（A142 項から A143 項参照）。
93. 適正表示の枠組みを使用して期中財務情報が作成された場合には、監査人は以下の事項も考慮しなければならない（A142 項参照）。
- (a) 期中財務情報の全般的な表示、構成及び内容
 - (b) 期中財務情報が、基礎となる取引や事象を適正に表しているかどうか。

品質の管理と達成に対する全体的な責任

94. 期中レビュー報告書の日付以前に、監査責任者は、以下を行わなければならない（A144 項から A145 項参照）。
- (a) 独立性を含む関連する職業倫理に関する規定が遵守されているかどうかを判断する責任を負うこと。構成単位の監査人が関与するグループ期中レビュー業務では、独立性を含む関連する職業倫理に関する規定について、構成単位の監査人が遵守していることを確認する責任を含む。
 - (b) 業務調書の査閲及び業務チームとの討議を通じて、監査人の期中レビューの結論を裏付け、期中レビュー報告書を発行するために十分かつ適切な証拠を入手したと判断すること。

- (c) 期中財務情報及び期中レビュー報告書を査閲し、発行する報告書が状況に応じて適切であると判断すること。
- (d) 以下について判断すること。
 - (i) 監査責任者が、重要な判断及び到達した結論が適切であるかどうかを判断するための根拠が得られるよう、期中レビュー業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与していること（A145 項参照）。
 - (ii) 第 23 項の規定を遵守する上で、業務の内容及び状況、その変更並びに事務所の関連する方針又は手続を考慮していること。
- (e) 監査業務に係る審査の対象である場合は、当該審査が完了したと判断すること。

監査人の期中レビュー報告書の作成

95. 監査人の期中レビュー報告書は書面によるものでなければならず、少なくとも以下の事項を含めなければならない（A146 項及び A183 項から A184 項参照）。
- (a) 独立監査人による期中レビュー業務の報告書であることを明確に示す表題（A147 項参照）
 - (b) 業務の状況に応じて必要とされる宛先（A148 項参照）
 - (c) 「結論」との見出しを付した期中レビュー報告書の最初の区分であって、以下の事項を記載するもの。
 - (i) レビュー対象の期中財務情報を作成した企業の特定
 - (ii) 期中財務情報のレビューが実施されている旨
 - (iii) レビュー対象の期中財務情報の特定（該当する場合には、各財務諸表の名称、並びに当該期中財務情報が対象とする期間及び日付を含む）（A149 項参照）
 - (iv) 重要な会計方針に関する情報を含む注記の記載
 - (v) 以下の事項を含む項
 - a. 第 97 項から第 107 項に従った、期中財務情報に対する監査人の結論
 - b. 期中財務情報の作成に使用された適用される財務報告の枠組みへの言及（当該枠組みが国際会計基準審議会が公表する IFRS 会計基準でない場合には、その枠組みが設定された法域の識別を含む）（A150 項から A152 項参照）。
 - (d) 「結論」区分に続く「結論の根拠」という見出しを付した結論の根拠区分（A153 項から A155 項参照）

- (i) 期中財務情報のレビューが、ISRE 2410（改訂）「企業の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」に準拠して行われた旨の記載
- (ii) 監査人がレビューに基づき期中財務情報に対する結論を表明する責任を負う旨の記述
- (iii) 以下の記載を含む、期中レビュー業務及びその限界の説明
 - a. 本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である旨
 - b. 期中レビュー業務は、主として、経営者及び企業内のその他の者に対する質問（該当する場合）並びに分析的手続を実施し、入手した証拠を評価することが含まれる。
 - c. 期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について監査人が認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、監査人は期中財務情報に対する監査意見を表明しない。
- (iv) 監査人が、関連する職業倫理に関する規定に従って企業から独立しており、かつ、当該規程に従って監査人のその他の倫理上の責任を果たしている旨の記載
 - a. この記述では、関連する職業倫理に関する規定が適用される法域を識別するか、又は国際会計士倫理基準審議会による「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）に言及しなければならない。
 - b. 関連する職業倫理に関する規定により、監査人が特定の企業の監査又はレビューに特有の独立性に関する要求事項を適用した旨を開示しなければならない場合、当該企業の監査又はレビューに適用される独立性に関する要求事項に基づき、監査人が当該企業から独立している旨を記載しなければならない。
- (v) 入手した証拠が、結論の基礎となる十分かつ適切なものであると監査人が判断している旨の記載
- (e) 第 108 項から第 114 項に従った継続企業の前提に関する区分
- (f) 経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者の以下の責任を記載した、適切な表題が付された区分（A156 項から A159 項参照）
 - (i) 適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務情報を作成すること、及び該当する場合にはその適正表示を行うこと。

- (ii) 不正又は誤謬によるものかを問わず、重要な虚偽表示のない期中財務情報を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。
 - (iii) 企業の継続企業としての存続能力を評価し、及び継続企業の前提に基づく会計処理の採用が適切であるかどうかを評価すること並びに該当する場合には、継続企業の前提に関する事項を開示すること。
 - (g) 監査人の署名（A160 項から A161 項参照）
 - (h) 監査人の事務所の所在地
 - (i) 第 116 項に従った監査人の期中レビュー報告書の日付
96. 監査人の期中レビュー報告書が上場企業に関するものである場合には、監査責任者の氏名を記載しなければならない。ただし、稀な状況において、その開示が個人のセキュリティ上の重大な脅威につながると合理的に予想される場合を除く（A162 項参照）。

監査人の期中レビューの結論の表明

無限定の結論

97. 監査人は、実施した手続及び入手した証拠に基づき、期中財務情報が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと監査人に考えさせる事項が何ら認められなかったと結論付ける場合には、無限定の結論を表明しなければならない。
98. 監査人が無限定の結論を表明する場合、法令等により別段の要求がある場合を除き、状況に応じて、以下のいずれかの文言を使用しなければならない。
- (a) 適正表示の枠組みに準拠して作成された期中財務情報の場合（A163 項から A164 項参照）
 - (i) 「レビューを実施した結果、期中財務情報が、全ての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して適正に表示されていないと考えさせる事項は認められなかった。」
 - (ii) 「レビューを実施した結果、期中財務情報が、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して、[...] について真実かつ公正な概観を与えていないと考えさせる事項は認められなかった。」
 - (b) 準拠性の枠組みに準拠して作成された期中財務情報の場合「レビューを実施した結果、期中財務情報が、全ての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して作成されていないと考えさせる事項は認められなかった。」

除外事項付結論

99. 監査人は、以下のいずれかに該当する場合、除外事項付結論を表明しなければならない（A165 項参照）。
- (a) 監査人が、実施した手続及び入手した証拠に基づき、期中財務情報に重要な虚偽表示があると判断した場合

- (b) 監査人が、全体としての期中財務情報における一つ又は複数の重要な領域に関して、十分かつ適切な証拠を入手できない場合

100. 除外事項付結論を表明する場合、監査人は以下を実施しなければならない。

- (a) 期中レビュー報告書の「結論」区分（第 95 項(c)参照）の見出しとして、状況に応じて、「限定付結論」、「否定的結論」又は「結論不表明」を使用すること。
- (b) 期中レビュー報告書の「結論の根拠」区分（第 95 項(d)参照）の見出しとして、状況に応じて、「限定付結論の根拠」、「否定的結論の根拠」又は「結論不表明の根拠」を使用し、当該区分において、結論の修正の原因となる事項を記載すること。

期中財務情報に重要な虚偽表示がある場合

101. 監査人は、期中財務情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、以下のいずれかを表明しなければならない。

- (a) 除外事項の影響が、期中財務情報にとって重要ではあるが広範囲ではないと監査人が結論付ける場合には、限定付結論を表明しなければならない（A166 項参照）。
- (b) 除外事項の影響が、期中財務情報にとって重要かつ広範囲であると監査人が結論付ける場合には、否定的結論を表明しなければならない（A167 項参照）。

102. 監査人は、期中財務情報の重要な虚偽表示を理由として、限定付結論又は否定的結論のいずれかを表明する場合、状況に応じて、「限定付結論の根拠」区分又は「否定的結論の根拠」区分に、以下を含めなければならない。

- (a) 重要な虚偽表示が、定量的な開示情報を含む期中財務情報の特定の金額に関連する場合には、実務上不可能な場合を除き、虚偽表示による金額的な影響の説明及びその金額。実務上不可能な場合には、監査人は、その旨を記載しなければならない。
- (b) 重要な虚偽表示が、記述的な開示情報に関連する場合には、当該開示情報がどのように虚偽表示となっているかについての説明。
- (c) 重要な虚偽表示が、開示が要求されている情報の非開示に関連する場合には、当該情報の性質を記述し、また法令等により禁止されていない限り、実務上可能な場合には当該開示されていない情報の記載（A168 項参照）。

十分かつ適切な証拠を入手できない場合

103. 監査人は、十分かつ適切な証拠を入手できない場合には、以下の対応を実施しなければならない（A169 項参照）。

- (a) 未発見の虚偽表示が存在する場合に、その虚偽表示が期中財務情報に対する潜在的な影響が、重要ではあるが広範囲に及ぶものではないと監査人が結論付ける場合には、限定付結論を表明すること。

- (b) 未発見の虚偽表示が存在する場合に、その虚偽表示が期中財務情報に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範囲に及ぶものであり得ると監査人が結論付ける場合には、結論を不表明とすること。
104. 監査人は、状況に応じて「限定付結論の根拠」区分又は「結論不表明の根拠」区分において、十分かつ適切な証拠を入手できなかった理由を記載しなければならない。
105. 監査人が十分かつ適切な証拠を入手できない原因が、業務契約を締結した後に経営者により課された期中レビュー範囲の制約によるものであり、かつ、未発見の虚偽表示が存在する場合にその虚偽表示が期中財務情報に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範囲であると監査人が判断した場合、監査人は、適用される法令等の下で可能であれば、期中レビュー契約を解除しなければならない（第 A170 項から第 A171 項参照）。
106. 監査人は、期中財務情報に対する結論の不表明とする場合、以下を実施しなければならない（第 A172 項参照）。
- (a) 「結論の不表明」区分において、以下を記載すること。
 - (i) 「結論の不表明の根拠」区分に記載された事項の重要性により、監査人は、期中財務情報に対する結論を形成するための十分かつ適切な証拠を入手できなかった旨
 - (ii) したがって、監査人は、期中財務情報に対する結論を表明しない旨
 - (b) 第 95 項(c) (ii)において求められる、期中財務情報のレビューが実施された旨の記載を修正し、監査人が期中財務情報のレビュー実施の依頼を受けた旨を記載すること。

監査人の期中レビューの結論に影響を与えるその他の状況

107. 監査人は、期中財務情報に対する否定的結論を表明した場合又は結論の不表明とした場合であっても、監査人が認識している期中レビューに対する結論の修正を要することとなったであろう、その他のあらゆる事項及びその影響に関して、該当する「結論の根拠」区分においてその理由を記載しなければならない。

継続企業の前提（A173 項参照）

108. 期中期間において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項に関して、監査人の注意を引く事項が認められなかった場合には、監査人は、期中レビュー報告書に「継続企業」という見出しの独立した区分を設け、以下を記載しなければならない。
- (a) 期中財務情報に対する監査人のレビュー及びそれに対する結論の形成において、経営者が継続企業の前提に基づく期中財務情報を作成することが不適切であると監査人に信じさせる事項は認められなかったこと。
 - (b) 入手した証拠に基づき、企業の継続企業の前提に関して重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況について、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項に関して監査人の注意を引く事項は認められなかったこと。

- (c) 監査人による記述は、期中レビュー報告書の日付までに入手した証拠に基づくものであり、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではないこと。
109. 企業の直近の年度財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれており、かつ、
- (a) 重要な不確実性が存在すると監査人が結論付けた原因となる事象又は状況が、期中報告日においても引き続き存在しており、
 - (b) 経営者がその重要な不確実性を期中財務情報において識別し、適切に開示している場合、

監査人は、「継続企業の前提に関連する重要な不確実性」という見出しを付した独立の区分を期中レビュー報告書に含め、以下を記載しなければならない。

- (c) 年度財務諸表における関連する開示情報への参照、及び当該財務諸表の監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれていた旨の記載
 - (d) これらの事象又は状況を記載し、かつ、当該事象又は状況が、当該企業の継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある重要な不確実性の存在を示している旨を記載した、期中財務情報における関連する開示情報への参照
 - (e) 当該事項に関して、監査人の期中レビューの結論は除外事項が付された結論となっていない旨の記載
 - (f) 第 108 項(a)及び第 108 項(c)の記載
110. 企業の直近の年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関連する重要な不確実性」区分が含まれておらず、かつ、
- (a) 期中期間において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況が識別されており、
 - (b) 経営者が、継続企業の前提に関する重要な不確実性を期中財務情報において識別し、適切に開示している場合、

監査人は、「継続企業の前提に関連する重要な不確実性」という見出しを付した独立の区分を期中レビュー報告書に含め、以下を記載しなければならない。

- (c) これらの事象又は状況を記載し、かつ、当該事象又は状況が、当該企業の継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる可能性のある重要な不確実性の存在を示している旨を記載した、期中財務情報における関連する開示情報への参照
- (d) 当該事項に関して、監査人の期中レビューの結論は除外事項付結論となっていない旨の記載
- (e) 第 108 項(a)及び第 108 項(c)の記載

継続企業の前提に関するその他の状況

111. 重要な不確実性以外に、継続企業の前提に関する事項が期中財務情報において開示されており、かつ、当該事項が、監査人の判断において、利用者が期中財務情報を理解する基礎として重要である場合、監査人は、第 108 項で要求される独立した「継続企業の前提」区分に、以下を含めなければならない（A174 項から A175 項参照）。
- (a) 期中財務情報における関連する開示情報への参照
 - (b) 当該事項に関して、監査人の期中レビューの結論は除外事項付結論とはなっていない旨の記載

継続企業の前提に関する重要な不確実性に関する開示が不十分である場合

112. 第 64 項(b)及び第 65 項に従った監査人の評価により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在し、それが適切に開示されていないことが示された場合、監査人は、以下を実施しなければならない。
- (a) 第 101 項に従い、状況に応じて、限定付結論又は否定的結論を表明すること。
 - (b) 監査人の期中レビュー報告書の「限定付結論の根拠」（又は「否定的結論の根拠」）区分において、重要な不確実性が存在しており、かつ、期中財務情報において当該事項が適切に開示されていない旨を記載すること。
 - (c) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した、独立した区分を期中レビュー報告書に含め、当該区分において、監査人の期中レビュー報告書の「限定付結論の根拠」（又は「否定的結論の根拠」）区分に注意を喚起するとともに、第 108 項(a)及び第 108 項(c)の記載を含めること。

継続企業の前提に基づく期中財務情報の作成が不適切である場合

113. 期中財務情報が継続企業の前提に基づいて作成されており、かつ、第 64 項(a)に従った監査人の評価の結果、監査人の職業的専門家としての判断において、経営者が継続企業の前提に基づき期中財務情報を作成することが不適切であることが示された場合、
- (a) 監査人は、否定的結論を表明しなければならない。
 - (b) 法令等により要求される場合を除き、監査人は、期中レビュー報告書に「継続企業」区分又は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を含めてはならない。

監査人が期中財務情報に対する結論を不表明とする場合の考慮事項

114. 監査人は、第 103 項(b)に従って期中財務情報に対する結論を不表明とする場合、期中レビュー報告書に「継続企業」区分又は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を含めてはならない（A176 項参照）。

その他の報告責任

115. 監査人は、本 ISRE に基づく監査人の責任に追加して、期中レビュー報告書における報告責任に対応する場合、適切な見出しを付した、独立した区分を期中レビュー報告書に含めなければならない（A177 項から A178 項参照）。

監査人の期中レビュー報告書の日付

116. 監査人の期中レビュー報告書には、監査人が、期中財務情報に対する結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した日より前の日付を付してはならない。当該証拠には、以下に関する証拠が含まれる。（A179 項から A182 項参照）
- (a) 期中財務情報を構成する全ての財務諸表及び開示情報が作成されていること。
 - (b) 適切な権限を有する者が、当該期中財務情報に対する責任を負っていることを表明していること。

「強調事項」区分

117. 監査人は、期中財務情報に表示又は開示されている事項について、監査人の判断において、利用者が期中財務情報を理解する基礎として重要である事項に利用者の注意を引く必要があると考え、かつ、法令等により禁止されていない場合、「強調事項」という用語を含む適切な見出しを付した区分を監査人の期中レビュー報告書に含め、当該事項に関して監査人の結論は除外事項付結論とはなっていない旨を記載しなければならない。

「その他の事項」区分

118. 監査人は、期中財務情報に表示又は開示されていない事項について、監査人の判断において、レビュー、監査人の責任又は監査人の期中レビュー報告書についての利用者の理解に関連すると考える事項について伝達する必要があると考え、かつ、法令等により禁止されていない場合、「その他の事項」又はその他の適切な見出しを付した区分を監査人の期中レビュー報告書に設け、当該事項を記載しなければならない。

比較情報

119. 比較情報が期中財務情報に含まれている場合、監査人は、以下について証拠を入手しなければならない。
- (a) 比較情報が、前期に表示された金額及びその他の開示情報と一致しているかどうか。
 - (b) 比較情報に反映された会計方針が、当期に適用された会計方針と整合しているかどうか。

監査調書

業務調書の様式、内容及び範囲

120. 監査人は、過去に当該業務に関与していない経験豊富な監査人が、以下を理解するのに十分な監査調書を、適時に作成しなければならない（A184 項参照）。
- (a) 本 ISRE 及び適用される法令等の要求事項を遵守するために実施した手続の内容、時期及び範囲
 - (b) 実施した手続の結果、及び当該結果に基づいて形成した監査人の結論

- (c) 業務の過程で生じた重要な事項、当該事項に関して到達した監査人の結論、及びその際になされた重要な職業的専門家としての判断
121. 監査人は、重要な事項に関する監査人の最終的な結論と矛盾する情報を識別した場合、監査人がその矛盾にどのように対処したかについて、文書化しなければならない。
122. 実施した手続の内容、時期及び範囲を文書化するに当たり、監査人は、以下の事項を記録しなければならない。
- (a) 作業を実施した者及び当該作業が完了した日付
 - (b) 実施された作業を査閲した者、並びに当該査閲の日付及び範囲
123. 監査人は、期中レビュー業務の実施に関連して業務の過程で生じた重要な事項に関し、経営者、ガバナンスに責任を有する者及びその他の者と実施した協議について、当該重要な事項の内容、並びについて、誰と協議したかを含め、文書化しなければならない。

調書の整理

124. 監査人は、監査人の期中レビュー報告書の日付後、適時に期中レビュー業務ファイルにおける期中レビュー業務の調書を整理し、業務ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了しなければならない。監査人は、業務ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまで、いかなる業務調書であっても、削除又は廃棄してはならない。（A185 項から A186 項参照）
125. 監査人は、期中レビュー業務ファイルの最終的な整理が完了した後に、既存の業務調書の修正又は新たな業務調書の追加が必要となった場合には、その修正又は追加の内容にかかわらず、以下の事項を文書化しなければならない。
- (a) 修正又は追加が必要となった具体的理由
 - (b) 修正又は追加を実施した者及び実施日並びにそれらを査閲した者及び査閲日

適用指針

本 ISRE の範囲（第 1 項参照）

- A1. 本 ISRE は、年度の財務諸表の監査人が実施する期中レビュー業務に適用される。多くの場合、監査人は、前年度の財務諸表を監査しており、当年度の財務諸表の監査を実施している、又は実施することが見込まれている（例えば、当年度についての監査人の選任が企業の株主により承認されているが、まだ監査契約書が締結されていない場合）。他方で、監査人が当年度の財務諸表の監査を実施することが見込まれていない場合もある（例えば、企業が監査人予定者の選任手続を開始している場合）。このような状況において、監査人は、監査人予定者の選任が有効となるまで、適切な移行が行われるように、本 ISRE に従って期中レビュー業務を実施する場合がある。
- A2. 年度の財務諸表の監査人は、ISA に準拠して監査を実施する。ISA は、過去財務情報の監査について策定されたものであり、期中レビュー業務を含むその他の保証業務には適用されない。しかしながら、本 ISRE に準拠した期中レビュー業務の一定の側面については、監査業務との関連で取り扱われる場

合がある（例えば、期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関連する要求事項）。したがって、監査人は、期中レビュー業務のそのような側面について、指針として ISA を参照することが有用であると考える場合がある。

年度の財務諸表の監査人ではない業務実施者により実施される期中財務情報のレビュー（第 3 項参照）

- A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムについて理解する。したがって、監査人が本 ISRE に準拠して当該企業の期中レビュー業務を実施する場合、監査人はこの理解を更新することになり、その理解を実施すべきレビュー手続の立案に役立てることができる。
- A4. 年度の財務諸表の監査人ではない業務実施者は、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み、並びに企業の内部統制システムに関して、通常、このレベルの理解を有していない。そのため、当該業務実施者は ISRE 2400（改訂）に従って期中レビュー業務を実施する。

ISQM 1 との関係（第 4 項参照）

- A5. 監査事務所又は各国の要求事項は、品質マネジメントシステムの構成要素を説明するために、異なる用語又は枠組みを用いることがある。品質マネジメントシステムの整備及び運用に関する監査事務所の責任について定めた各国の要求事項が ISQM 1 と同等以上に厳格であるとは、当該要求事項が、ISQM 1 の要求事項に対応し、かつ、ISQM 1 の目的を達成する義務を監査事務所に課す場合をいう。

期中レビュー業務

期中財務情報に適用される財務報告の枠組み（第 6 項参照）

- A6. 現地法令等、証券規制、証券取引所規則又は各国又は地域の諸基準は、期中財務情報の作成に使用する財務報告の枠組み、期中財務情報の作成対象期間（例えば四半期又は半期）、及び年度の財務諸表の独立監査人による期中財務情報のレビュー（場合によっては監査）が要求されるかどうかを規定する場合がある。
- A7. 適用される財務報告の枠組みは、例えば、一般に認められた財務報告基準が、期中財務報告に関連する法令等のその他の要求事項で補完されている場合がある。
- A8. 適用される財務報告の枠組みは、企業に対し、年度の財務諸表よりも少ない情報を期中において提供することを要求又は許容する場合がある。また、期中財務情報の作成に関する要求事項は、完全な一組の年度の財務諸表の作成に関する要求事項とは異なる場合がある。例えば、財務報告の枠組みにより、年度の財務諸表よりも見積りを多く使用することを認められる場合や、期中財務情報を要約財務諸表及び注記という形式で表示することを認められる場合がある。要約期中財務諸表では、特定の開示は要求されない場合がある。これは、要約期中財務諸表が、前事業年度以降の新たな事業活動、事象及び状況に焦点を当てているためである。このような状況では、期中財務情報の中に、要約期中財務情報は直近の年度の監査済財務諸表と併せて読むべきであるという記述を含めるよう財務報告の枠組みにより要求される、又はそのような記述を含めることを経営者が選択することがある。これは、公に取引されている事業体の場合のように、期中財務情報の利用者が直近の監査済財務諸表を入手できることを前提としている。

目的（第 12 項参照）

- A9. 特定の状況においては、法令等により、期中レビュー契約の解除が認められていない場合がある。例えば、公共の利益の観点に基づく法的な要求により契約の解除が認められていない公的部門や、監査人が一定期間任命され、その期間満了前に契約を解除することを禁止される国又は地域がこれに該当する可能性がある。このような状況において監査人は、第 118 項に従い、業務契約を解除できない理由を説明するため、期中レビュー報告書に「その他の事項」区分を含めることが必要であると考えられる場合がある。

定義

その他の記載内容（第 13 項(g) 参照）

- A10. 特定の国又は地域における法令等又は慣行により異なるが、期中財務情報及び期中レビュー報告書を含む文書に含まれる「その他の記載内容」には、例えば、経営者による説明、業績概要又は取締役会の議長による声明が含まれる可能性がある。
- A11. 例えば、財務情報の速報、目論見書を含む証券募集書類などは、期中財務情報を含む場合があるが、これらの文書は、本 ISRE の目的においては、「その他の記載内容」とはみなされない。

グループ期中レビュー業務（第 14 項参照）

- A12. 用語集には、例えば、構成単位、構成単位の監査人、グループ監査、グループ監査人、グループ監査責任者、グループ財務諸表などの定義が含まれている。

本 ISRE に準拠した期中レビュー業務の実施

本 ISRE の内容（第 15 項参照）

- A13. 本 ISRE は、監査人が本 ISRE に従うことによって達成すべき目的を定めており、本 ISRE に定められた要求事項の意図や背景を提供するものであり、監査人が期中レビュー業務において何を達成する必要があるかを理解することが可能となるように定めている。
- A14. 本 ISRE の要求事項は、「～しなければならない」という文章で記載されており、監査人が目的を達成できるように設定されている。加えて、本 ISRE には、本 ISRE を適切に理解するための背景説明として、序文、定義、適用指針及びその他の説明資料が含まれている。適用指針及びその他の説明資料は、要求事項の詳細な説明及びその実施のための指針を提供している。これらの指針は、それ自体が要求事項を定めるものではないが、要求事項を適切に適用するために有用なものである。また、適用指針及びその他の説明資料は、要求事項を適用する上での参考となるよう、本 ISRE が扱う事項に関する背景を記載していることがある。

- A15. 期中レビュー業務の実施に当たって、監査人は法令等の要求事項を遵守するよう要求される場合があり、それは本 ISRE に規定された要求事項とは異なることがある。本 ISRE は、期中財務情報のレビューを規定する法令等に優先するものではない。当該法令等が本 ISRE の要求事項と異なる場合には、当該法令等のみに準拠して実施された期中レビュー業務は、必ずしも本 ISRE に準拠したものにはならないことがある。

関連する要求事項の遵守（第 18 項から第 19 項参照）

- A16. 本 ISRE の要求事項は、監査人が本 ISRE に記載された目的を達成できるように設定されている。したがって、監査人は、例外的な状況を除き、期中レビュー業務の状況に関連する各要求事項を遵守しなければならない。一定の条件の下で要求される事項であり、かつ、期中レビュー業務に当該条件が合致しない場合を除き、要求事項は関連性がある。例えば、十分かつ適切な証拠を入手できない場合に除外事項付結論を表明することを求める要求事項は、そのような状況にない場合には関連性がないことになる。

関連する職業倫理に関する規定（第 20 項参照）

- A17. 関連する職業倫理に関する規定には、監査業務及びレビュー業務の両方に適用される規定が含まれる場合がある。例えば、IESBA 倫理規程のパート 4A に定められる独立性に関する規定は、特に明記されていない限り、監査業務及びレビュー業務の両方に適用される。IESBA 倫理規程は、公認会計士に期待される行動の基準を定めた基本原則として、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持、並びに職業的専門家としての行動を規定している。IESBA 倫理規程は、公認会計士が、基本原則、及び該当する場合には、国際独立性基準を遵守するために適用することが求められるアプローチを定めている。また、国又は地域の法令等には、情報の秘密保持に影響を及ぼすプライバシー関連の法令など、独立性を含む職業倫理に関する規定に関する定めが含まれる場合がある。
- A18. IESBA 倫理規程は、精神的独立性と外観的独立性の双方の保持を規定している。監査人は、独立性を保持することにより、他の者からの不当な影響を受けることなく結論を形成することができる。監査人は、独立性を保持することにより、誠実に行動し、客観性と職業的専門家としての懐疑心を保持することができる。

職業的専門家としての懐疑心及び判断

職業的専門家としての懐疑心（第 21 項参照）

- A19. 職業的専門家としての懐疑心は、証拠を批判的に評価するために必要である。これは、以下を含む。
- ・ 入手した全ての証拠（これは、他の証拠と矛盾すると思われる証拠及び期中財務情報に表示される情報と矛盾すると思われる証拠を含む。）を検討すること。
 - ・ 経営者及びガバナンスに責任を有する者から入手した、証拠として利用することが意図されている情報（質問への回答を含む。）の信頼性について、鵜呑みにしないこと。

- ・ 業務の状況に照らして、入手した証拠の十分性と適切性について検討すること。

A20. 職業的専門家としての懐疑心とは、例えば、以下について注意を払うことを含む。

- ・ 証拠として利用することが意図されている情報（質問への回答を含む。）の信頼性に疑念を抱かせるような情報
- ・ 不正又は誤謬による虚偽表示の可能性を示唆する状況
- ・ 追加的な手続を実施する必要があることを示唆するその他の状況

A21. 期中レビュー業務の実施過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持することは、以下のリスクを抑えるために必要である。

- ・ 通例でない状況を見落とすリスク
- ・ 入手した証拠について十分な検討をせずに一般論に基づいて結論を導いてしまうリスク
- ・ 実施するレビュー手続の種類、時期及び範囲の決定並びにその結果の評価において、不適切な仮定を使用するリスク

A22. 監査人は、企業の経営者及びガバナンスに責任を有する者の信頼性及び誠実性に関する過去の経験を全く考慮しないことを期待されているわけではないが、監査人が、過去の経験に基づいて、経営者又はガバナンスに責任を有する者は信頼が置ける、又は誠実であると認識していたとしても、それによって職業的専門家としての懐疑心を保持する必要性が軽減されるわけではなく、また、期中レビュー業務の目的を達成するのに不十分な証拠に依拠することが許容されるわけでもない。

A23. ISA 220（改訂）⁶には、業務レベルでの職業的専門家としての懐疑心の保持及び発揮に対する障害の例を示した適用指針が含まれている。監査人は、期中レビュー業務においてこれらの事項を検討する際に、当該指針を参照することが有益となる場合がある。

職業的専門家としての判断（第 22 項参照）

A24. 職業的専門家としての判断は、期中レビュー業務の適切な実施に不可欠なものである。監査人に期待される職業的専門家としての判断は、研修、知識及び経験（保証業務の技能及び技法の使用に関するものを含む。）を通じて合理的な判断を行うのに必要な能力を身に付けた監査人により行われる。

A25. 職業的専門家としての判断は、特に、以下において必要になる。

- ・ 重要性、並びに実施する手続の種類、時期及び範囲の決定
- ・ 実施された手続から入手した証拠により、個々の業務の状況において受け入れることができる程度に保証業務リスクを抑えられるかどうかの評価
- ・ 適用される財務報告の枠組みを適用する際の経営者の判断の考慮

⁶ ISA 220（改訂）、「監査業務における品質マネジメント」A34 項 - A36 項

- ・ 入手した証拠に基づく期中財務情報に対する結論の形成（期中財務情報の作成において経営者が行う見積りの合理性の考慮を含む。）
- A26. 監査人は、個々の期中レビュー業務の事実と状況に基づいて、職業的専門家としての判断を行使する。事実と状況には以下が含まれる。
- ・ 該当する場合には、過年度の監査及び期中レビュー業務から得られた知識
 - ・ 内部統制システムを含む企業及び企業環境と、企業の属する産業において適用される財務報告の枠組みの適用に関する監査人の理解
 - ・ 適用される財務報告の枠組みに従った期中財務情報の作成及び表示において、経営者の判断を必要とする程度
- A27. 職業的専門家としての判断は、事実や状況又は入手した証拠による裏付けのない判断を正当化するために利用されるものではない。

業務レベルの品質マネジメント

業務における品質マネジメント及び達成（第 23 項(a) 参照）

- A28. 業務執行責任者は、本 ISRE の要求事項の遵守について説明責任を含む最終的な責任を負う。業務執行責任者は、本 ISRE の要求事項に関連する手続又は業務に関する立案又は実施を、業務チームの適切な技能又は経験を有するメンバーに割り当てることができる。しかしながら、このような場合であっても、例えば、業務チームのメンバーに対する指揮及び監督並びにその作業の査閲を通じて、業務の品質マネジメント及び達成について全体的な責任を負うという、業務執行責任者に対する要求事項が減じられることはない。
- A29. 業務執行責任者が期中レビュー業務における品質の管理と達成に責任を負うことには、業務執行責任者の行動や姿勢及び業務チームのメンバーへの適切なメッセージの伝達を通じて、以下の重要性を強調することも含む場合がある。
- (a) 職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して業務を実施すること。
 - (b) 業務の全過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持及び発揮すること。
 - (c) 監査事務所の品質管理の方針又は手続を遵守すること。
 - (d) 状況に応じた適切な期中レビュー報告書を発行すること。
 - (e) 業務チームが不服と疑義の申立てを行う場合でも不当な取り扱いを受けることはないこと。
- A30. 業務執行責任者は、以下を含む様々な方法により期中レビュー業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与したことを示すことができる。
- ・ 本 ISRE の要求事項を遵守して、業務チームのメンバーへの指揮、監督及びその作業の査閲の内容、時期及び範囲に対する責任を負うこと。

- ・ 業務の内容及び状況によって、これらの指揮、監督及び査閲の内容、時期及び範囲を変更すること。

監査事務所の品質マネジメントの方針又は手続に準拠して実施する業務（第 23 項(c) 参照）

A31. ISQM 1 は、財務諸表の監査若しくはレビュー、又はその他の保証業務若しくは関連サービス業務について、品質管理システムを整備及び運用する監査事務所責任者について規定している。ISQM1⁷における監査事務所責任者の目的は、以下の合理的な保証を提供するために、監査事務所が品質管理システムを整備し運用することにある。

- (a) 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って業務を実施すること。
- (b) 監査事務所又は業務執行責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること。⁸

A32. 監査事務所の品質管理システムにおいて、業務執行責任者が指揮する業務チームは、期中レビュー業務に適用される監査事務所の方針又は手続を適用するとともに、品質管理システムを支えるために監査事務所の方針又は手続により伝達することが要求されている、期中レビュー業務から生じる情報を監査事務所に伝達する責任を負う。

A33. 通常、業務チームは、以下の場合を除き、監査事務所の品質管理の方針又は手続に依拠することができる。

- ・ 業務チームの理解又は実務上の経験により、監査事務所の方針又は手続が、業務の内容と状況に効果的に対処しないことが示される場合
- ・ 監査事務所又は第三者から当該方針又は手続が有効ではない旨の通知がある場合。例えば、監査事務所のモニタリング活動、外部の検証又はその他の関連する情報源から監査事務所の方針又は手続が有効に運用されていないことを示す旨の通知がある場合。

A34. 監査事務所の方針又は手続は、監査業務と期中レビュー業務についてそれぞれ別々に規定することもあれば、監査業務と期中レビュー業務のどちらも年度の財務諸表の監査人が実施するものであることから、両方の業務を対象とする場合もある⁹。業務チームは、例えば、以下に関連する監査事務所の方針又は手続に依拠することができる。

- ・ 専門要員の適性及び能力を確保するための採用及び研修
- ・ 独立性を評価するための独立性に関連する情報の蓄積や伝達

⁷ ISQM 1 第 1 項

⁸ ISQM 1 第 14 項

⁹ ISA 220（改訂）では、個々の監査業務における品質マネジメントに対する監査人の特定の責任について規定している。

- ・ 期中レビュー業務依頼者との契約を締結又は更新するための契約の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続
- ・ 法令等を遵守するための監査事務所のモニタリング及び改善プロセス

期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続（第 23 項(c) (i) 参照）

- A35. 監査業務と期中レビュー業務のどちらも年度の財務諸表の独立監査人が実施するものであることから、監査契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続は、期中レビュー業務も対象としている場合がある。そのため、期中レビュー業務の契約条件は、年度の財務諸表の監査に関連して合意した条件に追加して定められる場合や、国又は地域によっては、その一部を構成する場合がある。
- A36. 業務執行責任者が被監査会社及び期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続に従ったこと、並びに到達した結論が適切であるかどうかを判断する際に有用となる情報には、以下に関する情報が含まれる可能性がある。
- ・ 主な株主、主な経営者及びガバナンスに責任を有する者の誠実性
 - ・ 当年度及び過年度における期中レビュー業務又は過年度の監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新に及ぼす影響
- A37. 監査事務所の方針又は手続は、期中レビュー契約の新規の締結又は更新に関する監査人による手続の結果が、関連する監査契約の新規締結又は更新に影響を及ぼす可能性がある状況についても規定する場合がある。当該方針又は手続には、こうした状況において、監査事務所及び業務執行責任者が必要な対応をとることができるよう、関連情報を速やかに監査事務所に報告することが含まれる場合がある。
- A38. 監査事務所の方針又は手続は、期中レビュー業務が新規監査関与先に対して初めて実施する業務である場合の状況についても規定する場合がある。このような状況においては、監査事務所の方針又は手続により、前任監査人の監査調書の査閲の依頼など、前任監査人とのコミュニケーションが要求される場合がある。このようなコミュニケーションにより、契約の新規締結プロセスに役立つ情報が入手できるほか、第 43 項に従って、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムを最初に理解するに当たって役立つ情報を得ることができる。
- A39. 監査人は、レビュー期間中、状況の変化に応じて、期中レビュー契約の新規の締結及び更新の可否について検討する。

業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源（第 23 項(c) (ii) 参照）

- A40. 本 ISRE は、業務執行責任者に対し、業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、業務チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて判断することを含め、期中レビュー業務が監査事務所の品質管理の方針又は手続に準拠して実施されていることについて、全体的な責任を負うことを求めている。グループ期中レビュー業務においては、当該資源には構成単位の監査人が含まれる場合がある。第 39 項も参照のこと。

- A41. ISQM 1 に記載されているとおり、¹⁰業務運営に関する資源には、人的資源、テクノロジー資源及び知的資源が含まれる。業務執行責任者は、業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、適時に利用可能になっているかどうかを判断する際に、例えば、監査事務所が使用を承認しており、かつ、業務チームが専門知識を有するテクノロジー・ツールが利用可能であるかどうかを検討する場合がある。

期中レビュー業務の審査（第 23 項(c) (v) 参照）

- A42. ISQM 1¹¹は、審査の対象とすることが要求される業務に関する方針又は手続を整備する監査事務所の責任についても扱っている。ISQM 2¹²は、審査担当者の選任と適格性及び審査の実施と文書化について扱っている。
- A43. 審査を実施する場合、審査担当者は、審査が完了した時点で業務執行責任者にその旨を通知することが求められている。¹³そのため、本 ISRE では、期中レビュー報告書の日付を、審査が完了した日以降とすべき旨を規定している（第 95 項(i) 参照）。

監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報の検討（第 24 項参照）

- A44. 期中レビュー業務に影響を及ぼす可能性のある、監査事務所のモニタリング及び改善プロセスからの情報を検討するに当たり、業務執行責任者は、監査事務所の品質管理システムの識別された不備¹⁴、及び当該不備に対処するために監査事務所が講じた是正措置を考慮することがある。監査事務所が定めた品質管理システムに不備が存在した場合であっても、個々の期中レビュー業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施されなかったこと、又は期中レビュー報告書が適切ではなかったことを必ずしも示すものではない。

期中レビュー契約の新規の締結及び更新

期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件

適用される財務報告の枠組み（第 25 項(a) 参照）

- A45. 財務報告の枠組みが受入可能なものでなければ、経営者は期中財務情報の作成に対する適切な基礎を、監査人は期中財務情報のレビュー業務のための適切な規準を有しないことになる。
- A46. 保証契約を締結及び更新するためには、規準が適切であり、想定利用者に利用可能である必要がある。期中財務情報の様式と内容（完全な一組の期中財務諸表の構成と、適用される財務報告の枠組みにより許容される場合、要約期中財務情報の表示に関する要求事項を含む。）は、適用される財務報告の枠組みにより決定される（A8 項も参照）。財務報告の枠組みは、適正表示の枠組みであることもあれば、準拠性の枠組みであることもある（第 13 項 (b) 参照）。適用される財務報告の枠組みが、期中財務情報の適正表示を含め（該当する場合）、監査人が期中財務情報をレビューするために用いる規準となる。

¹⁰ ISQM 1 第 32 項

¹¹ ISQM 1 第 2 項

¹² ISQM 2 「監査業務に係る審査」

¹³ ISQM 2 第 27 項

¹⁴ ISQM 1 第 16(a) 項

- A47. 多くの場合、監査人は、反証がない限り、適用される財務報告の枠組み（例えば、特定の国又は地域の法令等により、特定の種類の企業の期中財務情報の作成において利用することが規定されている財務報告の枠組み）について受入可能なものであると推定できる。
- A48. 期中財務情報の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものかどうかについて監査人が判断する際に、以下のような要素を考慮することがある。
- ・ 期中財務情報の目的（例えば、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすことを目的として作成される財務情報であるか、又は特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすことを目的として作成される財務情報であるか。）
 - ・ 期中財務情報の特性（例えば、完全な一組の期中財務諸表であるか、要約期中財務諸表であるか。）
 - ・ 適用される財務報告の枠組みが法令等に規定されているかどうか。
- A49. 期中レビュー契約の締結後、適用される財務報告の枠組みについて受入可能なものでないことを示す不備が明らかになる場合がある。当該枠組みを利用することが法令等に規定されていない場合、経営者は、受入可能な他の財務報告の枠組みの採用を決定することがある。経営者が他の財務報告の枠組みの採用を決定する場合、監査人は、第 37 項に従い、適用される財務報告の枠組みの変更を反映するため、期中レビュー業務の契約条件の変更について経営者と合意しなければならない。

経営者の責任（第 25 項 (b) 参照）

- A50. 企業の期中財務情報は、ガバナンスに責任を有する者の監督の下で、経営者が作成する。本 ISRE は、経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任を定めるものではなく、また、経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任を規定する法令等に優先するものではない。本 ISRE に準拠した期中レビュー業務は、経営者、及び該当する場合にはガバナンスに責任を有する者が、期中レビュー業務の実施の基礎となる一定の責任を認識しているという前提に基づいて実施される。監査人による期中財務情報のレビューは、経営者又はガバナンスに責任を有する者のこれらの責任を軽減するものではない。
- A51. 第 25 項 (b) に記載されている経営者の責任は、経営者が財務諸表の監査に関連して認識し理解する責任と類似している¹⁵。ただし、第 25 項 (b) の責任は、具体的に、期中財務情報の作成及び監査人による当該情報のレビューに関連するものである。期中財務情報のレビュー業務実施の基礎となる前提は重要であるため、監査人は、期中レビュー契約を新規に締結する前に、経営者がその責任を理解していることについて、経営者と合意することが求められる。監査人は、口頭又は書面で経営者と合意することがあるが、当該合意内容は契約条件に記載される。A35 項で説明しているように、期中レビュー業務の契約条件は、年度の財務諸表の監査に関連して合意した条件に追加して定められる場合、又はその一部を構成する場合がある。

¹⁵ ISA 210 第 6 項 (b)

期中レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を与えるその他の要因（第 28 項参照）

- A52. 期中レビュー業務に合理的な目的があるかどうかは、期中財務情報の利用目的及び想定利用者の影響を受ける可能性がある。多くの場合、期中レビュー業務は、法令等にて義務付けられている。その場合、監査人は、反証がない限り、当該業務には合理的な目的があると推定することができる。
- A53. 合理的な目的がない期中レビュー業務の例としては、期中レビュー業務が関連する法令等の要求事項を満たすことを目的としており、かつ、当該法令等が期中財務情報のレビューではなく監査の実施を要求している場合などがある。

期中レビュー業務の契約条件に関する合意（第 33 項から第 35 項参照）

- A54. A35 項で説明されているとおり、監査事務所の方針又は手続は、監査契約と期中レビュー契約の新規の締結及び更新を、単一の業務契約書にまとめることを含め、一体的に扱う場合がある。国又は地域によっては、財務諸表の監査が会社法又は商法により求められる一方で、期中財務情報のレビューは証券規制により求められているため、期中財務情報のレビュー業務の契約条件は別個の業務契約書において定めなければならない場合がある。本 ISRE は、適切な状況においては、期中財務情報のレビュー業務の契約条件と年度の財務諸表の監査に関する契約条件を統合することを妨げるものではない。

業務契約書又は他の適切な形式による合意書（第 34 項参照）

- A55. 期中レビュー業務の開始前に、業務契約書により業務の契約条件に合意することは、監査人と企業の経営者、又は該当する場合にはガバナンスに責任を有する者との間で、期中レビュー業務に関して誤解が生じるのを回避する上で役立つ。

期中レビュー契約書の様式及び内容

- A56. 期中レビュー契約書の様式及び内容は、業務内容によって異なる場合がある。契約書には、第 34 項により要求される事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。
- ・ 期中レビュー業務に、構成単位の監査人や監査人の専門家を関与させることに関する取決め
 - ・ 初年度期中レビュー業務で前任監査人が存在する場合、前任監査人との業務の引継に関する取決め

- ・ 期中レビュー業務は、監査に適用される法律又は第三者の要求事項を充足するものではない旨
- ・ 期中財務情報の想定される用途と配布先及び該当する場合には利用又は配布制限
- ・ 監査人に経営者確認書を提出することについての経営者の同意
- ・ 経営者が期中レビュー報告書日から期中財務情報の発行日までの間に知るところとなった、期中財務情報に影響を及ぼす可能性のある事実を監査人に通知することについての経営者の同意
- ・ 期中レビュー契約書を受領したことについて確認するとともに、当該契約書の条件に合意するように求める経営者への依頼
- ・ 期中財務情報が含まれる文書において、監査人が期中財務情報をレビューした旨が示される場合には、期中レビュー報告書も当該文書に含めることについての経営者及び該当する場合にはガバナンスに責任を有する者からの同意

法令等により定められる経営者の責任（第 34 項(c) 参照）

A57. 法令等において、第 25 項(b)に示される経営者の責任と同等の経営者の責任が定められている場合には、契約条件の文言は法令等が定める文言を使用することができる。

継続的レビュー業務（第 35 項参照）

A58. 期中レビュー業務が個別の期中レビュー契約書に規定されているか、監査契約書の一部として規定されているかにかかわらず、監査人は、事業年度ごとに新規の期中レビュー契約書又はその他の合意書を取り交わさないことを決定する場合がある。期中レビュー業務の契約条件を変更すること、又は期中レビュー業務の現行の契約条件の再確認を経営者及び該当する場合にはガバナンスに責任を有する者に求めるが適切であることを示す要因には、例えば、以下のようなものがある。

- ・ 経営者が期中レビュー業務の目的及び範囲を誤解している兆候
- ・ 期中レビュー業務の契約条件の変更又は特約
- ・ 企業に影響を及ぼす法令等の変更
- ・ 期中財務情報の作成に使用する、適用される財務報告の枠組みの変更

期中レビュー業務の契約条件の変更（第 36 項参照）

A59. 企業の遵守すべき要求事項に影響を及ぼす状況の変化や、期中レビュー業務の性質に関する誤解は、期中レビュー業務の契約条件の変更を要請する合理的な根拠と判断できることがある。一方、期中財務情報が不正確、不完全又は不十分であることによる契約条件の変更は、合理的であるとは言えないことがある。

公共部門の事業体に特有の考慮事項

- A60. 公共部門における期中レビュー業務を規定する法令等は、通常、監査人の選任を義務付けており、多くの場合、事業体の記録及びその他の情報にアクセスする権限を含め、監査人の責任と権限を定めている。したがって、業務契約書は、公共部門においては一般に広く普及している慣行ではない可能性がある。監査人は、それでもなお、第 34 項に記載される事項を定める業務契約書により、期中レビュー業務の条件について当該事業体と合意することに利点があると考えられる場合がある。

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション（第 38 項参照）

- A61. 期中財務情報のレビューでは、監査人は以下の方法により経営者及びガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行う。
- (a) 監査人が期中レビュー業務を実施する過程で行う質問
 - (b) 期中レビュー業務に関連した事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するための有効な双方向のコミュニケーション
- A62. 期中財務情報のレビューを実施した結果、監査人は、職業的専門家としての判断により、財務報告及び開示プロセスを監視する責任を有する、ガバナンスに責任を有する者にとって重要と認められる事項に気付くことがある。一方で、経営者にのみ報告すればよい事項もある。コミュニケーションの適切な時期は、コミュニケーションを行う事項の内容と重要性、及び経営者又はガバナンスに責任を有する者が講じることが予想される措置により影響を受ける。

例

ガバナンスに責任を有する者の責任にとって重要となる可能性のある事項

- ・ 監査人が気付いた、経営者又は内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い（第 57 項参照）
- ・ 監査人が気付いた、その他の者による不正又は不正の疑いのうち、明らかに軽微であるとは言えないもの（第 57 項参照）
- ・ 監査人が気付いた、違法行為に関連する事項。ただし、これらの事項が明らかに軽微である場合を除く（第 57 項参照）
- ・ 経営者と協議した重要な事項。これには、例えば、以下のようなものがある。
 - 監査人が気付いた、期中に発生した重要な事象又は取引
 - 経営者の見解と相違がある領域（経営者の偏向が存在する領域を含む。）
- ・ レビュー期間中に直面した困難な状況。これには、例えば、以下のようなものがある。
 - 担当者の不在又は経営者の消極的な姿勢等により、経営者からの手続の実施に必要な情報提供が著しく遅延すること。
 - 不合理に短い期間内に業務を終了することが求められること。
 - 十分かつ適切な証拠を入手するために広範囲で想定外の作業が必要となること。
 - 想定していた情報が入手できないこと。

業務の計画及び実施**グループ期中レビュー業務（第 39 項から第 40 項参照）**

- A63. グループ期中レビュー業務の目的は、グループの期中財務情報全体に重要な虚偽表示がないかどうかについて、限定的保証を得ることにある。第 23 項(c) (ii) の要求事項を適用するに当たり、グループ監査責任者は、職業的専門家としての判断に基づき、グループレベルでの手続のみを実施することで、グループの期中財務情報に関する結論を形成する際の基盤となる十分かつ適切な証拠を入手することができるという判断を下すことができる。又は、グループ監査責任者は、構成単位の監査人を関与させるといった判断を下すこともでき、実際、そのような判断を下す場合が多い。例えば、構成単位の監査人は、グループの期中財務情報に影響を及ぼす特定の事項に関し、情報の提供又は構成単位でのレビュー手続の実施を求められる場合がある。
- A64. グループ監査人は、構成単位の監査人が関与する内容、時期、範囲を決定する際には、例えば、以下のような要素を考慮する場合がある。
- 構成単位監査人がグループの年次財務諸表の監査に関与しているかどうか、関与している場合には、関与している理由、及びその理由が期中レビュー業務の文脈においても関連性があるか

どうか。

- 当該構成単位は、グループの新たな構成単位であるかどうか。
- 企業が想定しない要素を取り入れることが必要であるかどうか。
- 直近の年次財務諸表の日付以降、いずれかの構成単位において重要な事象や取引が発生したかどうか、また、それらの事象に関する情報がグループレベルで入手可能かどうか。
- 当該構成単位の期中財務情報は、グループ全体にとって重要かどうか。
- 質問又はその他のレビュー手続をグループレベル又はシェアードサービスセンターを通じて実施することが実務的であるかどうか。

A65. 構成単位監査人が、期中レビュー業務において、証拠を入手する手続に関与する場合も、グループ監査責任者は、グループの期中財務情報に関する結論の根拠となる十分かつ適切な証拠の入手に責任を負い、それに伴って説明責任も負う。監査人と構成単位監査人との間で、それぞれの責任について明確かつ適時にコミュニケーションを取ることは、この目標の達成に役立つ。例えば、期中レビュー業務において構成単位監査人が関与する内容、時期、及び範囲、並びにグループ監査人に報告すべき事項及び報告の形式について構成単位の監査人に対し明確な指示を与えるコミュニケーションは、効果的な双方向コミュニケーションの基盤を構築する上で有用である。このコミュニケーションには、グループ期中レビュー業務に適用される、独立性を含む職業倫理に関する規定に関するコミュニケーションが含まれる場合がある。

重要性（第 41 項参照）

A66. 監査人による重要性の決定は、定量的及び定性的な検討を伴う職業的専門家としての判断事項である。この判断は、期中財務情報の利用者の財務情報に対するニーズについての監査人の認識に影響されるとともに、期中財務情報の作成に使用する財務報告の枠組み及び当該期中財務情報の対象となる期間を踏まえて行われる。

A67. 財務報告の枠組みによっては、監査人が重要性を判断する際に参考となる期中財務情報の作成及び表示における重要性の概念に関する議論が含まれる場合がある。報告の枠組みが重要性について規定していない場合には、以下の原則を適用することがある。

- 脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該期中財務情報利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想できる場合に、重要性があると判断される。
- 重要性の判断は、状況を踏まえて行われ、虚偽表示の金額又は内容の影響を受ける。
- 期中財務情報の利用者にとって何が重要であるかの判断は、財務情報に対して一般的な利用者が共通して有するニーズを勘案して行われる。利用者のニーズは多岐にわたっているが、虚偽表示が限られた特定の利用者にもみ及ぼす潜在的な影響については、考慮の対象外である。

- A68. 監査人は、企業の年度の財務諸表監査において財務諸表全体の定量的重要性を決定する出発点として、選定したベンチマークに対して特定の割合を適用する場合がある¹⁶。期中レビュー業務において、監査人は期中財務情報全体の定量的重要性を決定する際の出発点として、同じベンチマーク及び適切な割合を用いると決定する場合もあれば、その他の要素を考慮することもある。
- A69. 例えば、企業の事業活動が周期的な変動の影響を受ける場合、又は当年度の期中期間の財務業績が前年度の期中期間又は当年度の業績予測と大きく異なる場合などには、監査人は、職業的専門家としての判断に基づき、調整した金額を用いて重要性を決定することが適切であると結論付けることがある。
- A70. グループの期中レビュー業務において、第 41 項に基づき決定する重要性とは、グループの期中財務情報全体に対する重要性である。監査人は、グループ全体の期中財務情報にとって重要性が高いとみなされる金額よりも低い金額を指定し、例えば、構成単位の財務情報で確認した問題等を構成単位監査人からグループ監査人に報告する基準として使用することを検討することがある。

重要性の変更（第 42 項参照）

- A71. 監査人が期中財務情報全体に対して下した重要性に関する判断は、監査業務を実施する過程で見直す必要が出てくる場合がある。このような変更は、以下のような事項から生じる可能性がある。
- レビュー業務の実施過程において状況に変化が生じた場合（例えば、企業の主たる事業を処分する決定）。
 - 本 ISRE に準拠してレビュー手続を実施した結果、新たな情報が得られた場合、又は企業及びその環境の理解に変更が生じた場合（例えば、レビューの過程で、当該業務における重要性を決定するために当初使用した期中又は年度の業績予測と実際の業績が大幅に異なる可能性があることを示す情報に監査人が気付いた場合）。

企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解（第 43 項参照）

- A72. 監査人は、企業の年次財務諸表の監査を実施する際に、企業及びその環境、適用される財務報告の枠組み、並びに年度の財務諸表の作成に関連する企業の内部統制システムを理解するとともに、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する¹⁷。本 ISRE では、期中財務情報に関する重要な虚偽表示リスクの識別及び評価の実施を義務付けてはいない。一方、監査人が直近の年度監査で実施したリスク評価手続及びその他の作業は、期中財務情報において重要な虚偽表示が発生する可能性が高い領域を識別する際に役立ち、こうした領域に対するレビュー手続を立案する際の基礎となる。
- A73. 期中レビュー業務を実施するに当たり、監査人は、以前の年度監査（及び当該監査実施日以降に実施した過去の期中レビュー業務）から得られた理解を更新し、知識を活用して、第 43 項に定める要求事項を満たす。実務上、監査人の理解は、業務の実施期間を通じて反復的に獲得、更新され、状態や状況の変化が生じた場合には更新される。初回期中レビュー業務に関して考慮すべき事項については、A77 項から A79 項も参照。

¹⁶ ISA 320「監査の計画及び実施における重要性」第 A4 - A8 項

¹⁷ ISA 315（2019 年改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」

A74. 企業及びその環境、適用される財務報告の枠組み、並びに企業の内部統制システムについて理解又は理解を更新することを目的として監査人が実施する手続の種類及び範囲は、職業的専門家としての判断事項である。通常、当該手続には以下の項目を含む。

- 監査人が当期の期中財務情報に影響を及ぼす可能性のある事項を識別するのに必要な範囲で、前年度の年次監査、当年度の過去の期中レビュー及び前年同期のレビューの調書を通読すること。監査人は、これらの文書を読む際に、特に、以下の内容を検討する場合がある。
 - 修正済の重要な虚偽表示。
 - 未修正の虚偽表示の要約において識別された事項。
 - 重要な会計上の見積り。
 - 特別な検討を必要とするリスク¹⁸（不正による重要な虚偽表示リスクを含む。）¹⁹。
 - 内部統制の重要な不備など、継続的に重要となる可能性のある重要な財務会計及び財務報告に関する事項。
- 最新の年度財務情報及び比較可能な前期の期中財務情報の閲覧。
- 当年度の年度財務諸表に関して実施された監査手続の結果の検討。
- 内部監査の活動結果及び発行された内部監査報告書、並びに経営者がその後講じた措置についての検討。
- 以下の事項についての経営者への質問
 - 企業のビジネスモデル及び事業活動における変更が及ぼす影響。
 - 直近の年次監査又は期中財務情報のレビュー以降、期中財務情報の作成及び表示に関連する企業の内部統制システムに重大な変更が生じているかどうか。これには、企業の方針、手続及び人員の変更、並びにこれらの変更の内容及び範囲を含む。
 - 期中財務情報の作成プロセス、及び基礎となる会計記録の信頼性。
- グループ期中レビュー業務については、グループの期中財務情報の作成に関連する連結修正の内容、並びにそれらが年度の財務諸表又は過去の期中期間に関連して処理された連結修正と比較して重要な相違があるかどうかについて、経営者への質問。

これは網羅的な一覧ではなく、また、監査人があらゆる状況において実施すべき手続を規定するものでもない。

¹⁸ ISA 315（2019年改訂）、第12項(1)

¹⁹ ISA 240（改訂）、「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」、第39項(b)

- A75. 第 43 項では、監査人に対し、年度財務諸表及び期中財務情報の作成に関連する企業の内部統制システムについて理解することを求めている。これは、適用される財務報告の枠組みにおいて認められている場合には、期中財務情報の作成に使用される会計原則及び実務が、年度財務諸表の作成に使用されるものと異なる可能性があるためである。
- A76. 期中レビュー業務の遂行を目的として、企業の内部統制システムを理解するために行う手続は、主として質問からなり、企業の年度財務諸表の監査を目的として内部統制システムを理解するために必要となる手続よりもその範囲は狭い。本 ISRE は、内部統制の各構成要素を詳細に理解することは求めない。また、内部統制のデザインと業務への適用に関する証拠を入手するための手続の実施も求めない。監査人が主として考慮すべき事項は、こうした理解が、期中財務情報において重要な虚偽表示が生じる可能性のある領域を識別するための基礎を提供するかどうか、及びレビュー手続の立案及び実施に関する監査人のアプローチに資するかどうかである。

初回の期中レビュー業務における追加的な考慮事項

- A77. 期中レビュー業務が、企業の年度財務諸表の監査に関する契約の締結後に実施される最初の業務である場合であっても、監査人は、年度財務諸表及び期中財務情報の作成に関連する第 43 項で要求される理解を得ることが求められる。そのために必要となる手続の種類及び範囲は、職業的専門家としての判断事項である。A74 項に規定しているような手続は、このような状況においても適切なものである。監査人は、年度財務諸表の監査において必要となる、企業及び企業環境、並びに当該企業の内部統制システムを理解する上で必要な手続を実施する判断をすることがある²⁰。
- A78. 初回の期中レビュー業務における追加的な考慮事項には、以下のような項目がある。
- 法令等が禁じていない限り、例えば、前年度の年次監査に関する前任監査人の調書、当年度の過去の期中レビュー、及び前年同期のレビューを査閲するための調整を前任監査人との間で行うこと。
 - 当該企業の監査人に初めて選任された際に経営者と協議した重要な事項があればそれらを検討すること。
- A79. 前任監査人が後任監査人の質問に回答しない場合、又は前任監査人が作成した調書の閲覧を後任監査人に許可しない場合には、後任監査人は、その理由を尋ねるとともに、第 43 項で求められている理解に必要な他の手続を実施することがある。このような状況の下では、監査人は、年度財務諸表の監査に必要な、企業及び企業環境、並びに当該企業の内部統制システムを理解する上で必要となる手続を実施する以外に選択肢がない場合がある。

²⁰ ISA 315（2019 年改訂）、第 19 - 26 項参照

レビュー手続の立案及び実施（第 44 項参照）

- A80. レビュー手続は、期中財務情報全体に関する結論の根拠となる十分かつ適切な証拠を入手することを目的として立案及び実施される。実施する手続の種類及び範囲は、以下の影響を受ける。
- (a) 本 ISRE に定める要求事項
 - (b) 適用される法令等に基づく要件（適用される法令等に規定された追加の報告要件を含む）。
- A81. グループ期中レビュー業務においては、計画されるレビュー手続の内容、時期、及び範囲は、グループ期中財務情報に関して本 ISRE が規定するレビュー業務における監査人の目的を達成することを目的とする。
- A82. 期中レビュー業務を実施する状況はそれぞれ異なっている。したがって、特定の状況においては、監査人は、限定的保証の結論の根拠となる十分かつ適切な証拠を入手するために、質問、分析の手続及び本 ISRE で特に求められている手続以外の手続を立案し、実施する決定をすることがある。例えば、監査人が対象企業を理解する過程で重要な契約の存在に気付いた場合には、監査人は当該契約書を閲覧する判断をすることがある。監査人は、第 90 項に従ってさらなる証拠を入手しようとする場合、又は第 70 項に従って追加の手続を実施する必要がある場合には、このような手続が必要であると判断することがある。監査人がその他の手続の実施が必要であると判断した場合であっても、そのことが期中財務情報全体について限定的保証を得るという監査人の目的が変わることはない。
- A83. 監査人は、文書及び記録の閲覧により質問に対する経営者の回答を裏付けることは求められていないものの、期中レビュー手続の実施には、その他の質問に対する経営者の回答の合理性と一貫性の検討及び他のレビュー結果の検討、並びに監査人による企業及びその環境の理解が含まれる。
- A84. 期中レビューでは、通常、監査において実施されるような内部統制のテスト又は実証手続を実施することは含まれない。
- A85. 監査人は、対象企業が期中財務情報を作成する前、又は作成が完了したと同時に、一定のレビュー手続を実施することがある。例えば、期中期間終了前に、対象企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み、並びに対象企業の内部統制システムに関する理解を更新するとともに、関連する議事録の閲覧を開始することが実務的である場合がある。期中期間の早い段階でレビュー手続の一部を実施することが、期中財務情報に影響を及ぼす重要な事項を早期に識別し、検討する上で役立つ場合もある。

期中レビュー業務における分析的手続

- A86. 期中財務情報のレビューにおいて、監査人が分析的手続を実施することは、以下の事項を実施する際に役立つ場合がある。
- 監査人が企業及びその環境を理解し又は理解を更新し、期中財務情報において重要な虚偽表示が生じる可能性のある領域を識別すること。
 - 期中財務情報において、予想される傾向、推定値、又は規範との相違又は差異を識別すること。こうした相違又は差異は、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性を示唆する場合がある。
 - 期中財務情報に含まれる情報を裏付ける若しくはそれらの情報と矛盾する可能性のある証拠、又は入手したその他の証拠と整合する若しくは相違がある証拠を入手すること。
 - 期中財務情報に重要な虚偽表示がある可能性があると感じるに足る事項に監査人が気付いた場合に、第 70 項に従ってその証拠を入手すること。
- A87. 分析的手続を実施する際には、様々な手法を利用することがある。このような手法は、単純な比較及び比率分析を行うものから、傾向分析又は回帰分析といった統計的手法を用いるものまで多岐にわたる。分析的手続は、手作業で行うことも、テクノロジー・ツールを利用して行うこともある。監査人が分析的手続を実施するためにテクノロジー・ツールを使用しても、これらの手続を実施する本来の目的が変わることはない。
- A88. 監査人が期中財務情報のレビューを実施する際に実施の検討をする分析的手続の事例には、以下がある。
- 当期の期中財務情報と以下の情報との比較
 - 直前の期中期間の期中財務情報。
 - 前年同期の期中財務情報。
 - 予測又は予算に基づき経営者が当期に予想していた期中財務情報。
 - 直近の監査済み年度財務諸表。
 - 当期の期中財務情報と関連する非財務情報との間での比較
 - 計上された金額又は計上された金額から算出した比率と監査人が算出した当該金額又は比率の推定値との比較。監査人は、企業及び当該企業が属する業界に関する監査人の理解に基づき、合理的に存在すると考えられる関係を識別し、適用することで、このような推定値を算定することがある（A90 項参照）。
 - 当期中期間の各種比率及び指標と同業他社のそれらとの比較。

- 当期の期中財務情報に記載されている各要素間の関係と過去の期間の期中財務情報に記載されている対応する関係との比較（例えば、費用項目別の売上高に対する比率、資産項目別の総資産に対する比率、又は、売上高の変化率と売掛金の変化率の比較）。

A89. こうした分析的手続は、細分化したレベルで実施される場合がある。例えば、以下が挙げられる。

- 期間別（例えば、収益項目又は費用項目を四半期、月次又は週次の金額に細分化したもの）。
- 事業活動別（例えば、商品ライン別、収益源別）。
- 所在地別（例えば、地域別、又は構成単位別）。
- 取引の属性別（例えば、デザイナー、建築家又は職人によるサービス契約から生じる収益）。

A90. 監査人が期中レビュー業務において分析的手続を実施する際に推定値を算定する場合、この推定値は、通常、監査において分析の実証手続を実施する際に算定する推定値よりも精度は低い。その理由は、期中レビュー業務における分析的手続が、傾向、関係性及び比率の方向性の予測を確認することを目的に設計される場合があるためである。業務の状況に応じて、監査人が推定値を算定するために用いる情報源の例として、以下のものがある。

- 既知の変化を考慮に入れた、比較可能な過年度の財務情報
- 例えば、予算又は見込み（期中又は年次データに基づく予想値を含む。）など、予測される営業業績及び財務業績に関する情報
- 期中における財務情報の各要素間の関係
- 対象企業が属する業界に関する情報（例えば、売上総利益に関する情報、又は、対象企業の売掛金に対する売上高の比率を業界平均若しくは同業同規模の企業と比較した情報）
- 財務情報と関連する非財務情報との間の関係（例えば、給与等費用と従業員数との間の関係）

年度財務諸表の監査手続との関係

A91. 期中レビュー業務を目的として行う特定の手続（例えば、取締役会の議事録の閲覧）も、年度財務諸表の監査に関連する情報を提供する場合がある。

A92. 加えて、本 ISRE では要求されていないものの、監査人は、期中レビューの実施時に、年度財務諸表の監査を目的として実施する必要がある特定の手続の実施を決定することがある。例えば、以下の項目に関連する手続である。

- (a) 期中期間中に発生した重要又は異常な取引、例えば、企業結合、組織再編、若しくは重要な収益取引など。又は、
- (b) 該当する場合、期首残高。

このような状況において、監査人は、企業の理解に関連する情報を入手する場合があります、当該情報は、質問、分析的手続及びその他のレビュー手続の実施に役立つことがある。

質問・照会（第 45 項参照）

A93. 監査人の質問は、主に、財務及び会計事項を担当する経営陣のメンバーに向けて行われるが、質問等の相手先には、IT 担当者及び社内の法律顧問など、企業内の他の関係者を含む場合がある。

A94. 業務の状況に応じて、監査人は、例えば、以下の事項について質問することがある

- 期中財務情報に含まれる情報及び開示情報に影響を及ぼす、所有者、ガバナンスに責任を有する者及びその委員会の会議における決定事項並びに該当する場合にはその他の会議における議事の内容。
- 企業が規制当局から受けた、又は受けること若しくは入手することが見込まれるコミュニケーション
- その他手続の実施過程で識別した事項

A95. 監査人が質問する可能性のある、重要な、異常な又は複雑な取引、事象又は事項の例には、以下のものがある。

- 企業の事業活動又は事業運営における重大な変更、例えば、企業結合又は事業の一部処分など。
- 期中財務情報に重要な影響を及ぼす契約条件の重大な変更、これには、資金調達契約及び借入契約の条件又は財務制限条項などがある。
- 期中報告期間に発生した又は認識された重要な取引、特に、期中報告期間の最後の数日間又は次の期中報告期間の最初の数日間に発生した取引。
- 金銭を伴わない重要な取引、又は対価のない取引。

A96. 経営者の回答の評価における職業的専門家としての懐疑心の適用は、監査人が期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項があるかどうかを評価する上で重要である。

訴訟又は賠償請求に関する質問・照会（第 45 項(m) 参照）

A97. 期中レビュー業務においては、監査人は対象企業の法律顧問に対し質問状を送付する必要はない。ただし、当該事項に関して期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に監査人が気付いた場合で、かつ、当該事項に関して当該企業の法律顧問が関連する情報を有している可能性があるとして監査人が考える場合には、第 70 項を適用して、当該企業の法律顧問と直接コミュニケーションを行うことが適切な場合がある。

分析的手続を実施する際に使用する情報（第 46 項参照）

A98. 監査人が分析的手続に用いる情報がこれらの手続の目的に照らして適切であるかどうかの検討は、監査人による企業及びその環境の理解、適用される財務報告の枠組み、並びに企業の内部統制システムに基づく。こうした検討は、情報の内容及び情報源、並びに情報を入手した状況の影響を受ける。関連する考慮事項には例えば以下が含まれることがある。

- 情報源。例えば、企業から独立した情報源から入手した情報は、より信頼性が高い場合がある。
- 利用可能な情報の比較可能性。例えば、業界に関する一般的なデータは、特定領域の製品を生産し販売する企業のデータと比較できるようにするため、補足又は調整が必要となる場合がある。
- 利用可能な情報の性質及び関連性。例えば、対象企業の予算が達成すべき目標ではなく予想される結果として策定されているかどうか。
- 情報の信頼性（これには、情報の作成に関連する知識及び専門知識、並びにその完全性（網羅性、正確性及び妥当性）を確保するために設計された関連する内部統制が含まれる。）。例えば、予算情報の作成、実績との比較検討及び見直しについての内部統制などである。

不正及び違法行為（第 52 項から第 57 項参照）

不正（第 54 項から第 55 項参照）

- A99. 第 54 項に従って実施する手続は、不正又は不正の疑いが期中財務情報に重大な影響を及ぼす可能性があるかどうかを監査人が評価する手助けをすることを目的としている。当該評価に基づき、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があるとは判断した場合には、監査人は、第 70 項に従って追加の手続を実施する必要がある。
- A100. 監査人が第 54 項(a)に準拠して手続を行い理解した内容が、当該の不正又は不正の疑いが明らかに些細であることを示唆する場合がある。例えば、経営者が企業の内部告発プログラムから得た情報について追加の検討を行った結果、不正の疑いは特定の低価格事務用品の不正流用に限定したものであったため、明らかに些細であると判断されるという場合がある。
- A101. 不正は、不正を行う動機若しくは圧力、不正を行う機会の認識、又は不正行為を正当化する何らかの理由を伴うことから、不正行為が単発的なものである可能性は低い。したがって、不正行為による虚偽表示が発見された場合、質問に対する経営者の回答の信頼性、その他のレビュー手続から得られる情報の信頼性、及び第 75 項及び第 76 項に従って取得する経営者確認書の信頼性が問われる可能性がある。

法令違反（第 56 項参照）

- A102. 業務遂行中に識別した法令違反への適切な対応には、以下のような措置が含まれることがある。
- 経営者、又は該当する場合には、ガバナンスに責任を有する者と当該事項について協議する。
 - 対象企業の法律顧問、規制当局などの適切な条件を満たす第三者に相談するよう当該企業に要請する。
 - 関連する許認可等を行う規制当局とのやり取りがあれば、その内容を閲覧する。

- 期中レビュー業務のその他の側面との関連において当該事項の影響を検討する。具体的には、期中財務情報において重要な虚偽表示が生じる可能性が高いと監査人が識別した領域及び経営者確認書の信頼性などが含まれる。
- 対象企業の年度財務諸表の監査業務への影響について検討する。
- 各種措置がもたらす影響について、法律専門家に助言を求める。
- 法令等に基づき、可能な場合には、業務契約を解除する。

経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション、並びに適切な当局への報告（第 57 項参照）

- A103. 監査人は、不正又は法令違反について報告すべき適切な階層の経営者又はガバナンスに責任を有する者を判断する際に、経営者が不正若しくは法令違反に関与していたかどうか、及びガバナンスに責任を有する者のいずれかが当該企業の経営に関与しているかどうかを検討することがある。
- A104. 職業倫理に関する規定には、識別した法令違反又はその疑いについて、適切な階層の経営者又はガバナンスに責任を有する者に報告することを要求していることがある。一部の国又は地域では、法令等により、監査人が特定の事項について経営者又はガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行うことが制限される場合がある。また、法令等により、法令違反又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な当局による調査を害する恐れのあるコミュニケーション又はその他の行為が明確に禁止される場合がある。このような状況では、監査人が検討する問題は複雑となる可能性があるため、監査人は、法律の専門家に助言を求めることが適切と考えることがある。
- A105. 第 57 項(b)で求められる判断には、複雑な検討事項と職業的専門家としての重要な判断を伴う場合がある。したがって、監査人は、内部（例えば、監査事務所内若しくはネットワーク・ファーム内）で、又は秘密保持を前提として規制当局若しくは専門機関と協議すること（法令等によって禁止されている場合、又は守秘義務に違反する場合を除く。）を検討することがある。監査人は、どのような対応を取り得るか及び特定の対応を取った場合の専門的又は法的影響を理解するため、法律専門家の助言を得ることを検討する場合がある。

公共部門の事業体に特有の考慮事項

- A106. 公共部門の監査人は、不正若しくは不正の疑い又は法令違反若しくはその疑いについて、議会若しくはその他の統治機関に報告する、又は監査人の期中レビュー報告書に記載する義務を負う場合がある。

継続企業の前提（第 58 項から第 65 項参照）

- A107. 一部の財務報告の枠組みにおいては、経営者が年度財務諸表を作成する際に、継続企業の前提に関する評価を具体的に実施するよう明示的に義務付けるとともに、継続企業の前提に関連して考慮すべき事項や開示すべき事項に関する基準を定めている²¹。期中財務情報の作成に使用される財務報告の枠組みも、経営者に対し、継続企業の前提に関する評価を行うことを求める場合がある。

²¹ ISA 570（2024 年改訂）、「継続企業」第 3 項

A108. 継続企業の前提に関する評価を期中財務情報の承認日から少なくとも 12 か月延長するための経営者のプロセスの詳細さの程度と形式は、企業ごとに異なる場合がある。経営者が評価対象期間の延長を選択しない場合、経営者及びガバナンスに責任を有する者は、経営者が継続企業を前提として期中財務情報を作成することの適切性を裏付ける追加情報を提供する場合がある。例えば、当該企業が収益性の高い事業運営を行っており、流動性に対する懸念がなく、さらに、経営者又はガバナンスに責任を有する者が、設定した評価対象期間を超えて重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況を識別していない場合である。

A109. 本 ISRE の目的上、期中財務情報の承認日とは、期中財務情報について認められた権限を有する者が、期中財務情報が完全であり、適用される財務報告の枠組みに従って作成されていると判断し、かつ、これについて責任を負っていることを表明した日である。

継続企業の前提に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況（第 62 項参照）

A110. 第 62 項に従って行った質問により、直近の年度財務諸表又は前回の期中レビューの評価時点で存在していた事象又は状況が解決したことが判明した場合には、監査人は、それらの解決に関する追加的な証拠を入手するための別の手続を実施する判断をすることがある。

事例

監査人の質問に対し、経営者は、年度財務諸表の日付時点では不確実であった資金調達活動が成功裏に完了したことを説明することがある。監査人は、取引に関する証拠を入手するために、関連文書を閲覧することを決定することがある。

識別した事象又は状況に対する経営者の対応策に関連する手続（第 63 項(c)参照）

A111. 質問を通じて入手した証拠は、経営者の意図に関する主要な証拠源となる場合が多い。一方、経営者の意図を裏付ける利用可能な情報は限られていることがある。その場合、経営者がその意思を実行に移した過去の実績、特定の行動方針の選択について経営者が説明した理由、及び特定の行動方針を遂行する経営者の能力について理解することにより、質問を通じて得た証拠の裏付けとなる関連情報を入手できることがある。

A112. 経営者の対応策に関して監査人が別の手続を実施するという決定は、職業的専門家としての判断事項である。このような手続は、第 64 項に従って監査人が評価を行うための基礎を提供することを目的として立案され、実施されるものである。

事例

- 経営者の対応策が別の当事者から資金的支援を得ることを含んでいる場合、監査人は、当該当事者が、そのような支援を維持又は提供する意思及び能力を有することを示す証拠を得るために手続を実施することがある。
- 経営者の対応策が重要な仮定や複雑なモデルを含んでいる場合、監査人は、計算の正確性を確保すること、及び選択した仮定及び方法に従って計算が行われている証拠を得ることを目的に、当該モデルの一部について再計算を行うことがある。

継続企業の前提に関連する開示情報の適切性（第 65 項参照）

A113. 開示情報の適切性は、適用される財務報告の枠組みの要求事項を踏まえて検討する。このような枠組みは、継続企業の前提に関する特定の開示情報を期中財務情報に盛り込むよう義務付けている場合がある。例えば、企業の継続企業の前提に関する重要な不確実性についての開示情報、又は重要な不確実性が存在しないと結論付けるに当たって経営者が行った重要な判断に関する開示情報などである。

A114. 期中財務情報が継続企業の前提に関して重要な虚偽表示を含んでいる又は誤解を生じさせる恐れがあると考えさせる事項に監査人が気付いた場合、監査人は、第 70 項に従って追加の手続を実施する必要がある。

監査人の利用する専門家の業務の利用（第 66 項参照）

A115. 監査人は、企業の年度財務諸表監査の目的のため、証拠の入手するために監査人の利用する専門家の業務を利用することが必要であると判断している場合があり、又は、過去の業務において監査人の利用する専門家を利用している場合がある。このような状況において、監査人は、ISA 620 の要求事項に従って、専門家の能力、適性、及び客観性を事前に評価していることがある²²。ただし、期中レビュー業務に専門家を関与させる必要性を生じさせる事実や状況は異なる可能性がある。したがって、第 66 項(a)では、期中レビュー業務において、専門家が監査人の目的に照らして必要な適性、能力、及び客観性を備えているかどうかを評価するよう監査人に要求している。ただし、このことは、専門家が行った作業が期中レビュー業務の目的に照らして適切であるかどうかを判断するという第 66 項(b)の要求事項を変更するものではない。

監査人による専門家の業務の利用の禁止（第 67 項参照）

A116. 監査人の目的に照らして必要な適性、能力、又は客観性を有しない専門家の業務を利用すると、誠実性、客観性、専門的能力及び正当な注意といった基本的な倫理原則の遵守に影響を及ぼすことになる。

A117. 関連する職業倫理に関する規定では、監査人の利用する専門家が監査人の目的に照らして必要な適性、能力又は客観性を備えているかどうかを監査人が判断できない場合、又は、専門家がそれらを備えていないと監査人が判断した場合には、監査人がその専門家の業務を利用することを禁止している場合もある²³。

²² ISA 620「専門家の業務の利用」

²³ 例えば、外部専門家の業務の利用に関連する IESBA 倫理規程の第 R390. 21 項を参照。

期中財務情報とその基礎となる会計記録との照合（第 68 項から第 69 項参照）

- A118. 監査人は、期中財務情報が、総勘定元帳などの関連する会計記録又は期中財務情報の金額と基礎となる会計記録との一致又は調整を反映する集計記録若しくは明細表（例えば試算表）との照合により、期中財務情報が基礎となる会計記録と一致又は調整後一致していることを示す証拠を入手することができる。
- A119. 第 69 項に従って実施すべき手続の範囲は、職業的専門家としての判断事項であり、期中財務情報の作成プロセスに対する監査人の理解、及び連結プロセスにおいて期中財務情報に重要な虚偽表示が生じる可能性があるかどうか（例えば、以前の監査又は期中レビュー業務で識別された事項による）を考慮して決定する。例えば、監査人は、選択した構成単位の期中財務情報を連結明細表と照合することが適切であると判断する場合がある。構成単位監査人がレビュー手続の実施に関与している場合、監査人は、当該構成単位の連結試算表に含まれる情報が、当該構成単位での基礎となる記録と調整後一致していることについて、構成単位監査人への確認を検討することがある。

期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性に監査人が気付いた場合の追加的な手続（第 70 項参照）

- A120. 期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に監査人が気付いた場合に実施する追加的な手続は、職業的専門家としての判断事項であり、その内容は状況に応じて異なる。
- A121. 重要な虚偽表示が存在する可能性は低いと結論付ける、又は重要な虚偽表示が存在すると判断するための証拠を入手するのに必要な追加的な手続の種類、時期及び範囲に関する監査人の判断は、以下の要素によって導かれる。
- 実施した手続の結果に関して監査人が行った評価から得られる情報
 - 業務の過程を通じて更新された、企業及びその環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムに関する理解。
 - 期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項に対応するために必要な証拠の説得力に関する監査人の見解。
- A122. 追加的な手続は、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると考えさせる事項について監査人が結論を形成できるよう、十分かつ適切な証拠を入手することに重点を置く。追加的な手続には、以下が含まれることがある。
- 追加的な質問又は分析的手続を、例えば、より詳細に又は影響を受けた項目（すなわち、期中財務情報に記載されている、影響を受けた勘定残高又は取引区分に関する金額又は開示情報）に焦点を当てて実施すること。
 - その他の手続には、例えば、文章の閲覧又は外部への確認などがある。

A123. 監査人は、第 70 項に従ってある事項に対処するための追加手続を実施した結果、当該事項が期中財務情報に重要な虚偽表示を生じさせる可能性が低いと結論付ける、又は重要な虚偽表示が存在すると判断するための十分かつ適切な証拠を入手することが不可能又は実務上困難であると判断する場合がある。このような状況においては、監査人は、第 89 項及び第 90 項に従って十分かつ適切な証拠が得られたと結論付けることができない場合がある。第 103 項では、監査人が十分かつ適切な証拠を入手できない場合に適用する要求事項を定めている。

経営者確認書（第 75 項から第 76 項参照）

A124. 経営者確認書は、期中レビュー業務における証拠の重要な情報源である。経営者が、監査人から要請のあった経営者確認書を修正する、又は経営者確認書を提出しない場合には、一つ以上の重要な問題が存在している可能性について監査人の注意を喚起している場合がある。また、口頭ではなく書面による確認を要請することにより、多くの場合、当該事項をより厳密に検討することを経営者に促すことになり、結果として陳述の質が高まる。

A125. 本 ISRE で義務付けている経営者確認書に加えて、監査人は、例えば、期中財務情報に反映されている特定の事項について追加の証拠を得るために、期中財務情報に関する追加の確認書を求める必要があると判断する場合がある。

A126. 経営者は、経営者確認書に、経営者が知り得る限りにおいて確認したという旨の記述を含める場合がある。監査人は、経営者確認書に含まれる事項に関して適切な責任及び知識を有する者によって陳述が行われているとの心証を得ている場合には、このような文言を受け入れることは合理的である。

識別した虚偽表示の集計及び評価（第 81 項から第 85 項参照）

A127. 監査人は、明らかに僅少であり、これを下回る金額の虚偽表示は集計しても期中財務情報に重要な影響を与えないことが明らかであると思われるため、集計する必要がない金額を指定することがある。その際の考慮事項には、重要性の判断は質的な側面及び量的な側面の双方を検討して行われること、及び比較的小額の虚偽表示であっても期中財務情報に重要な影響を及ぼす可能性があることが含まれる。

A128. 「明らかに僅少」とは、「重要性がない」ということではない。「明らかに僅少」な虚偽表示とは、重要性があると判断される虚偽表示と比べて金額的に全く異なる（ごく少額な）、又は内容が全く異なる虚偽表示であり、個別にも集約しても、金額、性質又は状況のいずれにおいても、明らかに些細な虚偽表示をいう。ある虚偽表示について、「明らかに僅少」であるかどうかについて何らかの疑義がある場合は、「明らかに僅少」ではないと判断する。

A129. 監査人が、未修正の虚偽表示に関してガバナンスに責任を有する者で行うコミュニケーションには、周囲の状況を踏まえて判断した虚偽表示の金額及び性質を考慮しつつ、虚偽表示が修正されなかった理由及びその影響などの事項を含めることがある。第 A62 項も参照。

A130. 監査人が未修正の虚偽表示が及ぼす影響を評価する際には、職業的専門家としての判断を要し、通常、以下の事項を考慮する。

- (a) 虚偽表示の内容及び金額（開示情報に関する虚偽表示を含む）、並びにそれらが発生した具体的な状況。
- (b) 当該虚偽表示が前年度に発生したのか、当年度の期中期間に発生したのか。
- (c) 当該虚偽表示が将来の期中又は年次財務諸表に及ぼす潜在的影響。

その他の記載内容（第 86 項から第 88 項参照）

A131. 第 21 項では、職業的専門家としての懐疑心をもって、レビュー業務を立案し、実施するよう監査人に要求している。その他の記載内容を閲覧し、検討する際に職業的専門家としての懐疑心を保持することには、例えば、期中財務情報、又は、企業に関し、監査人が期中レビュー業務又は過去の監査若しくは期中レビュー業務に得た知識との間に相違がある可能性のある情報に注意を払うことなどが含まれる。

A132. その他の記載内容と期中財務情報との間の重大な相違は、期中財務情報又はその他の記載内容のいずれかに重要な虚偽表示があることを示している可能性がある。第 87 項に従って行う協議により、監査人は、例えば、第 70 項に従って追加の手続を行う必要があるかどうかについて判断することがある。

A133. 経営者若しくは適切な場合にはガバナンスに責任を有する者との間で行った協議、又は状況に応じて実施した追加手続の結果により、期中財務情報に虚偽表示が存在し、かつ経営者が当該虚偽表示を修正していないことが示された場合には、当該虚偽表示は、第 85 項に従って、監査人が気付いた他の虚偽表示とともに評価される。

その他の記載内容の重要な虚偽表示

A134. 経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者との間で行った協議の結果、その他の記載事項に重要な虚偽表示が存在する可能性があることが示された場合には、監査人は、経営者又は適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に対し、その他の記載内容における経営者の記述の裏付けの提供を求めることがある。監査人は、経営者からの追加情報又は説明に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示がないと判断することがある。例えば、経営者の説明は、判断の相違に関する合理的かつ十分な根拠を示す場合がある。反対に、経営者との協議は、その他の記載内容に重要な誤りがあるという監査人の結論を裏付ける追加の情報を提供する場合もある。

A135. その他の記載内容に重要な虚偽表示がある場合には、期中財務情報及びそれに関する監査人の期中レビュー報告書の信頼性が損なわれる可能性がある。さらに、関連する職業倫理に関する規定は、重要な虚偽又は誤解を招く情報、思慮なく提供された情報、又は、必要な情報を省略したり曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略したり曖昧にする情報であると監査人が認識しながら、その情報に関与してはならないと明示的に定めている²⁴。

²⁴ 例えば、IESBA 倫理規程の第 R111.2 項を参照。

A136. 経営者又は該当する場合にはガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション後もその他の記載内容が修正されない場合に監査人が取る措置は、職業的専門家としての判断事項である。修正しないことに関して経営者及びガバナンスに責任を有する者が提示した根拠に、例えば、利用者に誤解を与える意図が疑われる場合などは、監査人は、経営者又はガバナンスに責任を有する者の信頼性や誠実性に疑念を抱かせるものであるかどうかを検討することがある。監査人は、また、法律の専門家に助言を求めることが適切であると考えられる場合もある。場合によっては、監査人は、法令等又はその他の職業的専門家としての基準により、当該事項を規制当局又は関連する専門家団体に報告するよう求められる場合がある。適応される法令等が認めている場合には、業務契約を解除することが適切な場合がある。監査人は、当該企業の年度の財務諸表の監査に及ぼす影響、及びより広く、監査顧客との関係の継続について検討を要する場合がある。

期中財務情報に対する結論の形成

実施した手続から得られた証拠の評価（第 89 項から第 90 項参照）

A137. 監査人は、主要な手続である質問、分析、及びその他のレビュー、並びに本 ISRE に定める特定の状況に対処する手続の実施を通じて、得られると期待していた証拠について状況によって入手できない場合がある。こうした状況は、第 70 項で述べているように、監査人が期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があると思えるに至った個々の特定の事項を認識していない場合であっても起こりうる可能性がある。このような状況においては、監査人は、期中財務情報全体に重要な虚偽表示がないかどうかについての結論を形成できるよう十分かつ適切な証拠を入手することができるよう、実施済みの手続を拡張するか、又は状況に応じて必要な追加手続を実施することを決定することがある。

A138. 特定の手続を実施できない場合において、監査人が別の手続を実施することにより十分かつ適切な証拠を入手できるのであれば、そのこと自体が、期中レビュー業務の範囲の制限につながることはない。ただし、第 90 項で求められる追加の手続を実施した後においても、監査人が結論を形成するための十分かつ適切な証拠を入手できない場合、第 103 項は監査人に除外事項付結論を表明することを求めている。

結論の形成

企業の会計実務の質的側面（第 92 項(b)参照）

A139. 監査人は、企業の会計実務の質的側面の検討において、経営者の判断に偏向が存在する可能性に気づくことがある。監査人は、中立性の欠如の累積的な影響と、明らかに未修正の虚偽表示の影響とあわせて考慮した結果、期中財務情報全体に重要な虚偽表示を生じさせていると判断することがある。財務諸表全体に重要な虚偽表示が存在する可能性があるかどうかについての監査人の評価に影響を及ぼす中立性の欠如を示す兆候には、以下が含まれる。

- 期中レビューの過程で経営者に伝達された明らかな虚偽表示についての選択的な修正（例えば、報告利益を増加させる効果のある虚偽表示は修正する一方で、報告利益を減少させる効果のある虚偽表示は修正しない場合など）
- 会計上の見積りを行う際に経営者の偏向が存在する可能性。個々の会計上の見積りの合理性を検討する目的においては、経営者の偏向の可能性を示す兆候があったとしても、それだけで必ずしも虚偽表示が存在することを意味するものではない（第 92 項(d) (iv) も参照）。しかし、全体としての期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があるかどうかについての監査人の評価に影響を及ぼすことがある。

適用される財務報告の枠組みについての記述（第 92 項(c) 参照）

A140. 期中財務情報において適用される財務報告の枠組みについての記述は、期中財務情報の想定利用者に期中財務情報が準拠している枠組みを知らせるものである。期中財務情報が特別な目的のために作成されている場合、利用されている特別目的の財務報告の枠組みについての記述は、特別目的の期中財務情報の想定利用者に特別目的の期中財務情報がその他の目的には適さない可能性があることを知らせるものである。

A141. 例えば、「財務諸表は国際会計基準審議会が公表する IFRS 会計基準におおむね準拠している」など、適用される財務報告の枠組みについての記述で曖昧な限定的又は制約的な表現を含むものは、期中財務情報の想定利用者に誤解を与える可能性があるため、当該枠組みの適切な記述ではない。

重要な取引及び事象が期中財務情報において伝達される情報に及ぼす影響の開示(第 92 項(d) (vi) 及び第 93 項参照)

A142. 適正表示の枠組みの要求事項に準拠して作成される期中財務情報の場合、経営者は、期中財務情報の適正な表示を実現するために、適用される財務報告の枠組みにより具体的に要求される以上の追加的な開示を期中財務情報に含める、又は、極めて稀な状況において、当該枠組みにおける要求事項から逸脱することが必要になることがある。

A143. 準拠性の枠組みが受入可能であると監査人が契約締結時に判断した場合、当該準拠性の枠組みに準拠して作成された期中財務情報が誤解を招くものであると監査人が判断することは極めて稀である。

品質のマネジメントと達成に対する全体的な責任（第 94 項参照）

A144. 第 94 項に従って判断を行う場合、監査責任者は、例えば、期中レビュー業務の内容及び状況を踏まえて、本 ISRE の要求事項がどのように遵守されているか、及び業務の全過程を通じた監査責任者の関与が業務の業務調書によりどのように裏付けられているかを検討することがある。

A145. 監査責任者が十分かつ適切に関与していない可能性を示す兆候には、例えば、以下が含まれることがある。

- 監査責任者が実施されたリスク評価手続及び計画された質問、分析的手続その他のレビュー手続を適時に査閲していないこと

- 業務、措置又は手続を割り当てられた者が、その責任及び権限の内容、自らに割り当てられた作業の範囲並びにその目的について適切に知らされておらず、かつ、他の必要な指示及び関連する情報の提供を受けていないこと
- 監査責任者が業務チームの他のメンバー（関連する場合、グループ期中レビュー業務における構成単位の監査人を含む。）を指揮及び監督し、その作業を査閲したことを示す証拠の欠如

監査人の期中レビュー報告書の作成（第 95 項参照）

A146. 書面による報告書には、紙媒体の形式で発行される報告書及び電子媒体を用いた報告書が含まれる。付録 1 には、第 95 項から第 107 項に規定された想定される状況の例を反映する監査人の期中レビュー報告書の文例が含まれる。

表題（第 95 項 (a) 参照）

A147. 独立監査人の報告書であることを示す「独立監査人の期中レビュー報告書」という表題は、監査人が独立性に関連する職業倫理に関する規定の全てを満たしていることを表明するものであり、それにより、独立監査人の期中レビュー報告書をそれ以外の者が発行する報告書と区別している。

宛先（第 95 項 (b) 参照）

A148. 特定の国又は地域においては、監査人の期中レビュー報告書の宛先が法令により規定されていることがある。監査人の期中レビュー報告書は通常、当該報告書の利用者を宛先とし、多くの場合、期中財務情報がレビューされる企業の株主又はガバナンスに責任を有する者である。

レビューされる期中財務情報の特定（第 95 項 (c) (iii)）

A149. 監査人は、レビューされた期中財務情報がその他の情報を含む文書に含まれていることを認識した場合、表示形式上可能であれば、レビューされた期中財務情報が表示されているページ番号を特定することを検討することがある。これにより、利用者は監査人の期中レビュー報告書に関連する期中財務情報を特定できるようになる。

適用される財務報告の枠組みへの言及（第 95 項 (c) (v) b 参照）

A150. 期中財務情報に対する監査人の結論において、適用される財務報告の枠組みを特定することは、結論表明の背景を期中レビュー報告書の利用者に知らせることを意図しており、第 25 項 (a) により要求される判断を制限することは意図していない。

A151. 適用される財務報告の枠組みは、以下のような表現で特定される。

- 「国際会計基準審議会が公表する IFRS 会計基準に準拠して…」
- 「X 国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して…」

- A152. 適用される財務報告の枠組みに財務報告基準及び法令による要求事項が含まれる場合、その枠組みは、「国際会計基準審議会が公表する IFRS 会計基準及び X 国の会社法の要求事項に準拠して…」などの表現で特定される。

結論の根拠（第 95 項(d) 参照）

- A153. 監査人が期中財務情報のレビューに際して利用した基準への言及は、広く認知されている基準に準拠して期中レビュー業務が行われたことを、当該報告書の利用者に伝えるものである。
- A154. 監査人の期中レビュー報告書には、監査人の責任を期中財務情報の作成に対する経営者の責任と対比するため、監査人の責任が、実施したレビューに基づき期中財務情報に対する結論を表明することである旨を記載する。
- A155. 監査人の期中レビュー報告書における期中レビュー業務の性質についての記述は、当該報告書の利用者の便益のために、業務の範囲及び制約を説明している。この説明は、疑義を避けるために、期中レビュー業務が監査ではなく、監査人が期中財務情報に対して監査意見を表明しないことを明確にする。

期中財務情報に対する経営者の責任（第 95 項(f) 参照）

- A156. 監査人の期中レビュー報告書における経営者の責任の記述は、実施された業務に関連する経営者の責任について、当該報告書の利用者に理解の前提を与える。
- A157. 監査人の期中レビュー報告書は、必ずしも具体的に「経営者」に言及する必要はなく、代わりに特定の国における法的枠組みに照らして適切である表現を利用することがある。一部の国又は地域においては、企業のガバナンスに責任を有する者への言及が適切である。
- A158. 監査人は、当該国の枠組み又は企業の種類に応じて、期中財務情報の作成に関連する追加的な責任を反映するため、本 ISRE に記載されている経営者の責任の記述に追記することが適切な場合がある。
- A159. 一部の国又は地域においては、経営者の責任について規定する法令が、会計帳簿及び会計記録、又は会計システムの妥当性に対する責任に具体的に言及している場合があるが、会計帳簿、会計記録及び会計システムは内部統制と不可分であるため、本 ISRE では、こうした記述を利用せず、またそれらに具体的に言及していない。

監査人の署名（第 95 項(g) 参照）

- A160. 監査人の署名は、監査事務所名、監査人の個人名又はその両方のいずれか該当するもので行われる。監査人の署名に加えて、監査人は、監査人の職業会計士としての資格、又は監査人若しくは監査事務所のいずれか該当するものが適切な認可当局により認可されている旨を、監査人の期中レビュー報告書に記載することが求められる場合がある。
- A161. 場合によっては、監査人の期中レビュー報告書における電子署名の利用が法令により認められることがある。

監査責任者の氏名（第 96 項参照）

A162. ISA 700（改訂）は、法令又は国の監査基準により、上場企業の財務諸表監査以外の監査に責任を有する監査責任者の氏名を監査報告書に含めることも求められる場合があると説明している。上場企業でない企業の期中財務情報に対する監査人の期中レビュー報告書についても、同様の場合がある。ISA 700（改訂）は、監査責任者の氏名の開示が個人のセキュリティ上の重大な脅威につながる可能性がある稀な場合を含め、そのような状況において有用である追加的な指針を提供している。²⁵

監査人の期中レビューの結論の表明**無限定の結論（第 98 項参照）**

A163. 適正表示の枠組みに準拠して作成された期中財務情報の場合、第 98 項(a)の「…」は、期中財務情報が表示を意図する事項の記述に置き換えられる。例えば、国際会計基準審議会が公表する IFRS 会計基準に準拠して作成された期中財務諸表の場合、「…」は、「期末における企業の財政状態、並びに同日をもって終了する期間の企業の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」への言及に置き換えられる。

A164. 特定の国において、「全ての重要な点において適正に表示している」という文言又は「真実かつ公正な概観を示している」という文言のいずれが使用されるかは、当該国又は地域における期中財務情報のレビューを規定する法令又は当該国において一般に公正妥当と認められる慣行により決定される。法令により異なる文言の使用が求められている場合でも、監査人が適正表示の枠組みに準拠して作成された期中財務情報の適正表示を評価することを求める本 ISRE の要求事項には影響しない。

除外事項付結論（第 99 項参照）

A165. 監査人が除外事項付結論を表明し、経営者が期中財務情報を含む文書に除外事項付期中レビュー報告書を含むことなく期中財務情報を発行した場合、監査人は、その状況における適切な行動方針、又は年次財務諸表監査の選任を辞退する可能性を判断するために法的助言を求めることを検討することがある。

期中財務情報に重要な虚偽表示がある場合（第 101 項参照）

A166. 重要な虚偽表示による期中財務情報に対する限定付結論の例：（第 101 項(a) 参照）

- (a) 適正表示の枠組みの場合、「実施したレビュー業務において、「限定付結論の根拠」区分に記載されている事項の及ぼす影響を除き、期中財務情報が、全ての重要な点において、「適用される財務報告の枠組み」に準拠して「…」を適正に表示していないと考えさせる事項は認められなかった。」

²⁵ ISA 700（改訂）、「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、A63 項及び A64 項

- (b) 準拠性の枠組みの場合、「実施したレビュー業務において、「限定付結論の根拠」区分に記載されている事項の及ぼす影響を除き、期中財務情報が、全ての重要な点において、「適用される財務報告の枠組み」に準拠して作成されていないと考えさせる事項は認められなかった。」

A167. 重要な虚偽表示による期中財務情報に対する否定的結論の例：（第 101 項 (b) 参照）

- (a) 適正表示の枠組みの場合、「実施したレビュー業務において、「否定的結論の根拠」区分に記載されている事項の重要性により、期中財務情報は、全ての重要な点において、「適用される財務報告の枠組み」に準拠して...を適正に表示していない。」
- (b) 準拠性の枠組みの場合、「実施したレビュー業務において、「否定的結論の根拠」区分に記載されている事項の重要性により、期中財務情報は、全ての重要な点において、「適用される財務報告の枠組み」に準拠して作成されていない。」

A168. 以下のいずれかの場合、省略された情報を「結論の根拠」区分において開示することは実務上困難である。

- (a) 当該開示を経営者が作成していない場合、又はその他の理由により監査人が容易に入手することができない場合
- (b) 当該開示が監査人の期中レビュー報告書において過度に膨大であると監査人が判断した場合

十分かつ適切な証拠を入手できない場合（第 103 項から第 105 項参照）

A169. 十分かつ適切な証拠を入手できないことによる限定付結論の文言例は、「及ぼす影響」という文言が「及ぼす可能性のある影響」に置き換えられることを除き、A166 項 (a) 及び A166 項 (b) と同様である。

A170. 第 105 項により記載されている状況において、監査人は、企業の年次財務諸表の監査に及ぼす影響、及びより広義には監査顧客との関係の継続についても検討することが必要となる場合がある。

A171. 例えば、監査人が期中レビュー報告書を発行することを求める法令による要求事項があるため、期中レビュー業務の解除が不可能な場合がある。監査人は、期中レビューのほとんどを完了している場合、第 38 項に従ってこれらの事項をガバナンスに責任を有する者に伝達することに加え、可能な範囲でレビューを完了し、結論を不表明とし、期中レビュー報告書の「結論不表明の根拠」区分において業務範囲の制約について説明することを選択することがある。

結論の不表明-複数の不確実性（第 106 項参照）

A172. 監査人は、複数の不確実性を伴う極めて稀な状況において、個々の不確実性について十分かつ適切な証拠を入手していたとしても、不確実性の相互作用の可能性及び期中財務情報に及ぼす可能性のある累積的影響により、期中財務情報全体に対する結論を形成することができないと結論付ける場合がある。

継続企業の前提（第 108 項から第 114 項参照）

A173. 第 108 項から第 114 項により求められる情報は、記載されている各状況において監査人の期中レビュー報告書に表示すべき最低限の情報を示している。監査人は、例えば、経営者の判断などの関連する開示情報の重要な側面に注意を喚起するなど、追加の情報を提供することがある。付録 2 の文例 1 及び 2 は、第 109 項及び第 110 項のそれぞれに記載されている状況における、期中レビュー報告書の「継続企業の前提」区分の例を示している。付録 1 には、第 108 項（文例 1 から 3、5 及び 6 を参照）及び第 112 項（文例 4 参照）に記載されている状況における「継続企業の前提」区分の例を含む、期中レビュー報告書の文例が含まれている。

継続企業の前提に関するその他の状況（第 111 項参照）

A174. 重要な不確実性を除く、継続企業の前提に関連する事項に利用者の注意を喚起することが適切であると監査人が考える状況には、以下を含むことがある。

- 企業の直近の年度財務諸表に対する監査報告書に「継続企業に関する重要な不確実性」区分が含まれており、当該日時点で重要な不確実性が存在すると監査人が結論付けた原因となった事象又は状況が期中に解消しており、その解消が、適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務情報において開示されている。
- 企業の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関する重要な不確実性が期中報告日時点で存在しないと結論付けるにあたって重要な判断が経営者により行われ、かかる判断に関する適切な開示が、適用される財務報告の枠組みの要求事項に従って期中財務情報において行われた。付録 2 の文例 3 は、こうした状況における期中レビュー報告書の「継続企業の前提」区分の例を示している。

A175. 第 65 項に従った監査人の評価の結果、重要な不確実性が存在しないと結論付けるにあたって経営者が行った重要な判断に関する開示が不十分であることが認められ、かつ、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在すると監査人が判断した場合、監査人は、第 99 項(a)に従って除外事項付結論を表明することが求められる。かかる状況においては、第 108 項の要求事項が適用され、監査人は、「継続企業の前提」区分内から「限定付結論の根拠」区分への参照を含める場合がある。

監査人が期中財務情報に対する結論を不表明とする場合の考慮事項（第 114 項参照）

A176. 監査人が期中財務情報に対する結論を不表明とする場合に、監査人の期中レビュー報告書において継続企業の前提に関する独立した区分を含めることは、全体としての期中財務情報に対する結論の不表明と矛盾することになり、これらの事項に関して期中財務情報がより信頼性が高いと示唆する可能性がある。

その他の報告責任（第 115 項参照）

- A177. 一部の国又は地域では、監査人は、本 ISRE に基づく監査人の責任に加え、その他の事項について報告する追加的な責任を有する場合がある。監査人がこれらのその他の責任について監査人の期中レビュー報告書又は個別の報告書で報告することが、法令により要求又は容認されている場合がある。
- A178. こうしたその他の責任について監査人の期中レビュー報告書において報告することが要求又は容認されている場合、「期中財務情報に対する報告」及び「その他の法令による要求事項に対する報告」に対して個別の区分を設けることにより、本 ISRE に基づき期中財務情報に対して報告する監査人の責任をその他の責任と明確に区別することができる。そのような個別の区分には、「その他の報告責任」区分の内容を示す小見出しが含まれることがある。

監査人のレビュー報告書日（第 95 項(i) 及び第 116 項参照）

- A179. 監査人の期中レビュー報告書日は、監査人が認識した当該日付までに発生した事象及び取引の影響を考慮したことを、利用者に知らせる。
- A180. 監査人の結論は期中財務情報に対して示されており、期中財務情報は経営者の責任であるため、監査人は、期中財務情報を構成する全ての計算書及び開示情報が作成され、経営者がそれらに対する責任を受け入れたという証拠を入手するまでは、十分かつ適切な監査証拠を入手したと結論付ける立場にはない。
- A181. 法令により、期中財務情報を構成する全ての計算書及び開示情報が作成されたと結論付ける責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が特定され、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠は、期中財務情報に対するレビュー報告書に日付を付す前に入手される。ただし、承認プロセスが法令により規定されていない場合もある。その場合、監査人は、関連する注記を含め、期中財務情報を構成する全ての計算書及び開示情報が作成されたと結論付ける権限を有する個人又は機関を特定するため、企業の経営及び統治の構造を考慮して、企業が期中財務情報の作成及び確定にあたって従う手続を検討することがある。
- A182. A109 項は、本 ISRE における期中財務情報の承認日について説明している。

法令により規定された監査人のレビュー報告書（第 31 項から第 32 項及び第 95 項参照）

- A183. 特定の国又は地域における具体的な要求事項が本 ISRE と矛盾しない場合、本 ISRE で用いられる様式及び文言を採用することにより、監査人のレビュー報告書の利用者は、当該報告書が本 ISRE に準拠して実施された期中財務情報のレビューに関する監査人の期中レビュー報告書であることを、より容易に認識することができる。第 31 項及び第 32 項は、法令により規定される監査人の期中レビュー報告書の様式及び文言が本 ISRE の要求事項と著しく異なる状況を扱っている。

調書

調書の様式、内容及び範囲（第 120 項から第 123 項参照）

A184. 業務期間中に発生した重要な事項に関連する業務の調書の様式、内容及び範囲の決定における重要な要素は、当該事項が職業的専門家としての判断の行使をどの程度伴っていたかである。行った職業的専門家としての重要な判断を文書化することは、監査人の結論を説明し、判断の質を高め、期中財務情報に対する監査人の全般的な結論を裏付けるのに役立つ。

調書の整理（第 124 項から第 125 項参照）

A185. 事務所の方針又は手続は、調書が監査人の期中レビュー報告書日後に適時に整理され、監査事務所の必要性を満たし、法令、関連する職業倫理に関する規程及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存されることを含む、調書の整理を扱っている場合がある²⁶。

A186. このような方針又は手続には、年度財務諸表に対する手続が期中財務情報のレビューと同時に実施される場合に監査人が対処すべき具体的な考慮事項も含まれる場合がある（A92 項参照）。業務ごとに個別の監査調書を保管することにより、監査人は、それぞれの業務のために実施した手続から入手した証拠を明確に区別できるようになる。この区分は、期中レビュー業務の監査調書が監査人の限定的保証の結論の根拠を裏付けることを規定する第 120 項を監査人が遵守する際に役立つ。

²⁶ ISQM 第 1 号、第 31(f) 項

付録 1

（A146 項参照）

期中財務情報に対する独立監査人の期中レビュー報告書の文例

- ・ **文例 1：**上場企業（グループ）の要約連結期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、無限定の結論を含むもの。期中財務情報は、適正表示の枠組みに準拠して作成された。
- ・ **文例 2：**上場企業以外の企業の要約期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、無限定の結論を含むもの。期中財務情報は、準拠性の枠組みに準拠して作成された。
- ・ **文例 3：**適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業（グループ）の要約連結期中財務情報に対する期中レビュー報告書。期中財務情報の重要な虚偽表示により、レビュー報告書には限定付結論が含まれている。監査人は、虚偽表示は全体としての期中財務情報にとって重要であるが広範ではないと結論付けた。
- ・ **文例 4：**適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約期中財務情報に対する期中レビュー報告書。継続企業の前提に関連する重要な不確実性の不十分な開示により、監査人の期中レビュー報告書には限定付結論が含まれている。監査人は、不十分な開示が及ぼす影響は全体としての期中財務情報にとって重要であるが広範ではないと結論付けた。
- ・ **文例 5：**適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約期中財務情報に対する期中レビュー報告書。十分かつ適切な証拠を入手できないことにより、レビュー報告書には限定付結論が含まれている。監査人は、十分かつ適切な証拠を入手できないことが及ぼす可能性のある影響は全体としての期中財務情報にとって重要であるが広範ではないと結論付けた。
- ・ **文例 6：**準拠性の枠組みに準拠して作成された上場企業以外の企業の期中財務情報に対する期中レビュー報告書。適用される財務報告の枠組みに準拠して連結することが求められる子会社の連結を除外したことにより、監査報告書には否定的結論が含まれている。監査人は、その影響は全体としての期中財務情報にとって重要かつ広範であると結論付けた。

文例 1 -適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約連結期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、無限定の結論を含むもの。

期中レビュー報告書のこの文例においては、以下の状況が想定されている。

- ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約連結期中財務情報のレビューであり、当該企業はグループである。
- ・ 契約条件は、本 ISRE の第 25 項(b)における期中財務情報に対する経営者の責任の記載を反映している。
- ・ 入手した証拠に基づき、期中財務情報が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと監査人に考えさせる事項は認められなかった（すなわち、無限定の結論は適切である。）。
- ・ 期中レビュー業務に適用される関連する職業倫理に関する規程は、国際会計士倫理基準審議会による「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）から構成される。IESBA 倫理規程により、監査人は、社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される独立性に関する要求事項が適用されていることを公表することが求められている。
- ・ 入手した証拠に基づき、連結期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計基礎を採用したことが不適切であると監査人に考えさせる事項は認められなかった。また、期中において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項が認められなかった。
- ・ 監査人は、連結期中財務情報のレビューに加えて、現地の法令に基づき要求されるその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中レビュー報告書

「適切な宛先」御中

連結期中財務情報²⁷のレビュー報告書

結論

当監査法人は、ABC 株式会社及びその連結子会社（以下、当該グループという。）の添付の連結期中財務情報、すなわち 20X1 年 3 月 31 日現在の要約²⁸連結財政状態計算書並びに同日をもって終了する 3 か月間の要約連結包括利益計算書、要約連結持分変動計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針に関する情報を含む連結期中財務情報の注記についてレビューを行った。

実施したレビュー業務に基づき、添付の連結期中財務情報が、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、当該グループの 20X1 年 3 月 31 日現在の連結財政状態並びに同日をもって終了する 3 か月間の連結財務業績及び連結キャッシュ・フローを、[全ての重要な点において適正に表示している、又は、真実かつ公正な概観を示している]とは認められないと考えさせる事項は認められなかった。

結論の根拠

当監査法人は、ISRE 第 2410 号（改訂）、*事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー*に準拠してレビューを行った。当監査法人は、レビューに基づき連結期中財務情報に対する結論を表明する責任を負っている。本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である。レビューには、主に質問及び分析の手続で構成される手続の実施並びに入手した証拠の評価が含まれる。期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、当監査法人は連結期中財務情報に対する監査意見を表明しない。

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）*（IESBA 倫理規程）に従って社会的影響度の高い事業体の監査又はレビューに適用される範囲において、当該グループから独立しており、IESBA 倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

²⁷ 2 番目の副題「その他の法令による要求事項に関する報告」が適用されない場合、副題「連結期中財務情報のレビュー報告書」は不要となる。A178 項を参照。

²⁸ 期中財務情報が完全な一組の期中財務諸表により構成されている場合には、期中レビュー報告書の「結論」区分における「要約」への言及は削除される。

継続企業の前提

連結期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、連結期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると考えさせる事項は認められなかった。入手した証拠に基づき、当該グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連して、重要な不確実性が存在することを示す事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、当該グループの継続企業としての存続能力を保証するものではない。

連結期中財務情報に対する経営者の責任

経営者の責任は、「適用される財務報告の枠組み」に準拠した連結期中財務情報の作成及び適正な表示、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結期中財務情報の作成及び適正な表示を可能にするために必要であると判断した内部統制の整備及び運用にある。

連結期中財務情報を作成するに当たり、経営者は、当該グループの継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関する事項を開示し、経営者が当該グループを清算若しくは事業停止する意図を有している場合又はこれを行うほか、現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づく会計処理を採用する責任がある。

その他の法令による要求事項に対する報告

「期中レビュー報告書の本区分の形式及び内容は、現地の法令又は国の監査基準により規定される監査人のその他の報告責任の内容によって異なる。」

本独立監査人の期中レビュー報告書に係る業務の監査責任者は「氏名」である。

「監査人の署名」

「監査事務所の所在地」

「監査人の期中レビュー報告書日」

文例 2 - 準拠性の枠組みに準拠して作成された上場企業以外の企業の要約期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、無限定の結論を含むもの。

期中レビュー報告書のこの文例においては、以下の状況が想定されている。

- ・ 準拠性の枠組みに準拠して作成された上場企業以外の企業の要約期中財務情報のレビュー。当該企業はグループではない。
- ・ 契約条件は、本 ISRE の第 25 項(b)における期中財務情報に対する経営者の責任の記載を反映している。
- ・ 入手した証拠に基づき、期中財務情報が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと監査人に考えさせる事項は認められなかった（すなわち、無限定の結論は適切である。）。
- ・ 期中レビュー業務に適用される関連する職業倫理に関する規程は、国際会計士倫理基準審議会による「*職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*」（IESBA 倫理規程）及び当該国における監査に関連する職業倫理に関する規程から構成され、監査人はその双方に言及する。
- ・ 入手した証拠に基づき、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると監査人に考えさせる事項は認められなかった。また、期中において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項が認められなかった。
- ・ 監査人は、期中財務情報のレビューに加えて、現地の法令に基づき要求されるその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中レビュー報告書

「適切な宛先」御中

期中財務情報のレビュー報告書²⁹

結論

当監査法人は、ABC 株式会社の添付の期中財務情報、すなわち 20X1 年 3 月 31 日現在の要約³⁰財政状態計算書、並びに同日をもって終了する 3 か月間の要約包括利益計算書、要約持分変動計算書、要約キャッシュ・フロー計算書、及び重要な会計方針の情報を含む期中財務情報の注記についてレビューを行った。

実施したレビュー業務において、添付の期中財務情報が、全ての重要な点において、「適用される財務報告の枠組み」に準拠して作成されていないと考えさせる事項は認められなかった。

結論の根拠

当監査法人は、ISRE 第 2410 号（改訂）、*事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー*に準拠してレビューを行った。当監査法人は、レビューに基づき期中財務情報に対する結論を表明する責任を負っている。本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である。レビューには、主に質問及び分析的手続で構成される手続の実施、並びに入手した証拠の評価が含まれる。期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、当監査法人は期中財務情報に対する監査意見を表明しない。

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）*（IESBA 倫理規程）並びに *[国又は地域]* における期中レビュー業務に関連する職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、これらの規程及び IESBA 倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提

期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると考えさせる事項は認められなかった。入手した証拠に基づき、会社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連して、重要な不確実性が存在することを示す事項は認められなかった。

²⁹ 2 番目の副題「その他の法令による要求事項に関する報告」が適用されない場合、副題「期中財務情報のレビュー報告書」は不要となる。第 A178 項を参照。

³⁰ 期中財務情報が期中財務諸表一式を構成する場合、期中レビュー報告書の「結論」区分における「要約」への言及は除外される。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

期中財務情報に対する経営者の責任

経営者の責任は、「適用される財務報告の枠組み」に準拠した期中財務情報の作成、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中財務情報の作成を可能にするために経営者が必要であると判断した内部統制の整備及び運用にある。

期中財務情報を作成するに当たり、経営者は、会社の継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、経営者に会社の清算若しくは事業停止の意図がある、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づく会計処理を採用する責任がある。

その他の法令による要求事項に対する報告

「期中レビュー報告書の本区分の形式及び内容は、現地の法令又は国の監査基準により規定される監査人のその他の報告責任の内容によって異なる。」

本独立監査人の期中レビュー報告書に係る業務の監査責任者は「氏名」である。

「監査人の署名」

「監査事務所の所在地」

「監査人の期中レビュー報告書日」

文例 3-上場企業の要約連結期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、重要な虚偽表示により限定付結論を含むもの。

期中レビュー報告書のこの文例においては、以下の状況が想定されている。

- ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約連結期中財務情報のレビュー当該企業はグループである。
- ・ 契約条件は、本 ISRE の第 25 項 (b) における期中財務情報に対する経営者の責任の記載を反映している。
- ・ 監査人は、特定のリース債務を資産計上していないことに関連する適用される財務報告の枠組みからの逸脱により、期中財務情報が重要な虚偽表示を含むと結論付けた。監査人は、期中財務情報に及ぼす影響は重要であるが広範ではないと結論付けたため、限定付結論を表明している。
- ・ 期中レビュー業務に適用される関連する職業倫理に関する規程は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*（IESBA 倫理規程）から構成される。IESBA 倫理規程により、監査人は、社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される独立性に関する要求事項が適用されていることを公表することが求められている。
- ・ 入手した証拠に基づき、連結期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計基礎を採用したことが不適切であると監査人に考えさせる事項は認められなかった。また、期中において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項が認められなかった。
- ・ 監査人は、連結期中財務情報のレビューに加えて、現地の法令に基づき要求されるその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中レビュー報告書

「適切な宛先」御中

連結期中財務情報³¹のレビュー報告書

限定付結論

当監査法人は、ABC 株式会社及びその連結子会社（以下、当該グループという。）の添付の連結期中財務情報、すなわち 20X1 年 3 月 31 日現在の要約³²連結財政状態計算書並びに同日をもって終了する 3 か月間の要約連結包括利益計算書、要約連結持分変動計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書並びに重要な会計方針に関する情報を含む連結期中財務情報の注記についてレビューを行った。

実施したレビュー業務に基づき、当報告書の「限定付結論の根拠」区分に記載されている事項を除き、添付の連結期中財務情報が、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して、当該グループの 20X1 年 3 月 31 日現在の連結財政状態並びに同日をもって終了する 3 か月間の連結財務業績及び連結キャッシュ・フローを、[全ての重要な点において適正に表示している、又は、真実かつ公正な概観を示している] とは認められないと当監査法人に考えさせる事項は認められなかった。

限定付結論の根拠

経営者から当監査法人に提供された情報に基づき、連結期中財務情報には、[適用される財務報告の枠組み] に準拠するためには資産計上すべきであると当監査法人が考える特定のリース債務が含まれていない。これらのリース債務が 20X1 年 3 月 31 日時点で資産計上された場合、有形固定資産は xxx、長期負債は xxx 増加し、同日をもって終了する 3 か月間の当期純利益及び 1 株当たり利益はそれぞれ xxx 及び xxx 増加（減少）する。

当監査法人は、ISRE 第 2410 号（改訂）、*事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー* に準拠してレビューを行った。当監査法人は、レビューに基づき連結期中財務情報に対する結論を表明する責任を負っている。本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である。レビューには、主に質問及び分析的手続で構成される手続の実施、並びに入手した証拠の評価が含まれる。期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、当監査法人は連結期中財務情報に対する監査意見を表明しない。

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程*（*国際独立性基準を含む*。）（IESBA 倫理規程）に従って社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される範囲において、当該グループから独立しており、IESBA 倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。

³¹ 2 番目の副題「その他の法令による要求事項に関する報告」が適用されない場合、副題「連結期中財務情報のレビュー報告書」は不要となる。第 A178 項を参照。

³² 期中財務情報が期中財務諸表一式を構成する場合、期中レビュー報告書の「結論」区分における「要約」への言及は除外される。

当監査法人は、限定付結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提

連結期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、連結期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると考えさせる事項は認められなかった。入手した証拠に基づき、当該グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連して、重要な不確実性が存在することを示す事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、当該グループの継続企業としての存続能力を保証するものではない。

連結期中財務情報に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み] に準拠した連結期中財務情報の作成及び適正な表示、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結期中財務情報の作成及び適正な表示を可能にするために必要であると判断した内部統制の整備及び運用にある。

連結期中財務情報を作成するに当たり、経営者は、当該グループの継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関する事項を開示し、経営者が当該グループを清算若しくは事業停止する意図を有している場合又はこれを行うほか、現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づく会計処理を採用する責任がある。

その他の法令による要求事項に対する報告

「期中レビュー報告書の本区分の形式及び内容は、現地の法令又は国の監査基準により規定される監査人のその他の報告責任の内容によって異なる。」

本独立監査人の期中レビュー報告書に係る業務の監査責任者は「氏名」である。

「監査人の署名」

「監査事務所の所在地」

「監査人の期中レビュー報告書日」

文例 4-上場企業の要約期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、継続企業の前提に関する重要な不確実性の不十分な開示により限定付結論を含むもの。

期中レビュー報告書のこの文例においては、以下の状況が想定されている。

- ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約期中財務情報のレビュー。当該企業はグループではない。
- ・ 契約条件は、本 ISRE の第 25 項 (b) における期中財務情報に対する経営者の責任の記載を反映している。
- ・ 期中レビュー業務に適用される関連する職業倫理に関する規程は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*（IESBA 倫理規程）から構成される。IESBA 倫理規程により、監査人は、社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される独立性に関する要求事項が適用されていることを公表することが求められている。
- ・ 入手した証拠に基づき、監査人の評価は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示している。期中財務情報の注記 C は、会社の資金調達契約が失効する予定であり、会社が再交渉を完了できず、又は代替の資金調達を確保できていないことを示している。しかし、期中財務情報には、借換えの影響又は借換えの可否に関する説明が含まれておらず、また、この状況が重要な不確実性として示されていない。
- ・ 継続企業の前提に関する重要な不確実性の不十分な開示により、期中財務情報に重要な虚偽表示が存在する。監査人は、当該不十分な注記事項が期中財務情報に及ぼす影響は重要であるが広範ではないと結論付けたため、限定付結論を表明している。
- ・ 入手した証拠に基づき、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると監査人に考えさせる事項は認められなかった。
- ・ 監査人は、期中財務情報のレビューに加えて、現地の法令に基づき要求されるその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中レビュー報告書

「適切な宛先」御中

期中財務情報のレビュー報告書³³

限定付結論

当監査法人は、ABC 株式会社の添付の期中財務情報、すなわち 20X1 年 3 月 31 日現在の要約³⁴財政状態計算書、並びに同日をもって終了する 3 か月間の要約包括利益計算書、要約持分変動計算書、要約キャッシュ・フロー計算書、及び重要な会計方針の情報を含む期中財務情報の注記についてレビューを行った。

実施したレビュー業務において、「限定付結論の根拠」区分に記載されている情報の不完全な開示を除き、添付の期中財務情報が、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して、ABC 株式会社の 20X1 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する 3 か月間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、[全ての重要な点において適正に表示して、又は、真実かつ公正な概観を示して] いないと考えさせる事項は認められなかった。

限定付結論の根拠

添付の期中財務情報の注記 C に記載されているとおり、20X2 年 3 月 19 日に会社の資金調達契約が失効し、関連する未払残高は同日に支払期日が到来する。会社は再交渉の締結又は代替の資金調達ができなかった。この状況は、会社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある重要な不確実性が存在することを示している。期中財務情報は、当該事項を適切に開示していない。

当監査法人は、ISRE 第 2410 号（改訂）、*事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー* に準拠してレビューを行った。当監査法人は、レビューに基づき期中財務情報に対する結論を表明する責任を負っている。本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である。レビューには、主に質問及び分析の手続で構成される手続の実施、並びに入手した証拠の評価が含まれる。期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、当監査法人は期中財務情報に対する監査意見を表明しない。

当監査法人は、社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*（IESBA 倫理規程）に従って会社から独立しており、IESBA 倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、限定付結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

³³ 2 番目の副題「その他の法令による要求事項に関する報告」が適用されない場合、副題「期中財務情報のレビュー報告書」は不要となる。第 A178 項を参照。

³⁴ 期中財務情報が期中財務諸表一式を構成する場合、期中レビュー報告書の「結論」区分における「要約」への言及は除外される。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「限定付結論の根拠」区分に記載されているとおり、期中財務情報において適切に開示されていない、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する。

期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると考えさせる事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

期中財務情報に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み] に準拠した期中財務情報の作成及び適正な表示、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中財務情報の作成及び適正な表示を可能にするために経営者が必要であると判断した内部統制の整備及び運用にある。

期中財務情報を作成するに当たり、経営者は、会社の継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、経営者に会社の清算若しくは事業停止の意図がある、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づく会計処理を採用する責任がある。

その他の法令による要求事項に対する報告

[期中レビュー報告書の本区分の形式及び内容は、現地の法令又は国の監査基準により規定される監査人のその他の報告責任の内容によって異なる。]

本独立監査人の期中レビュー報告書に係る業務の監査責任者は「氏名」である。

「監査人の署名」

「監査事務所の所在地」

「監査人の期中レビュー報告書日」

文例 5-上場企業の要約期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、十分かつ適切な証拠を入手できないことにより限定付結論を含むもの。

期中レビュー報告書のこの文例においては、以下の状況が想定されている。

- ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された上場企業の要約期中財務情報のレビュー。当該企業はグループではない。
- ・ 契約条件は、本 ISRE の第 25 項 (b) における期中財務情報に対する経営者の責任の記載を反映している。
- ・ 支店で火災が発生し、売掛金の記録が焼失したことにより、監査人は、当該支店における売掛金のレビューを完了できなかった。監査人は、期中財務情報に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではないと結論付けたため、限定付結論を表明している。
- ・ 期中レビュー業務に適用される関連する職業倫理に関する規程は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*（IESBA 倫理規程）から構成される。IESBA 倫理規程により、監査人は、社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される独立性に関する要求事項が適用されていることを公表することが求められている。
- ・ 入手した証拠に基づき、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計基礎を採用したことが不適切であると監査人に考えさせる事項は認められなかった。また、期中において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項が認められなかった。
- ・ 監査人は、期中財務情報のレビューに加えて、現地の法令に基づき要求されるその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中レビュー報告書

「適切な宛先」御中

期中財務情報のレビュー報告書³⁵

限定付結論

当監査法人は、ABC 株式会社の添付の期中財務情報、すなわち 20X1 年 3 月 31 日現在の要約³⁶財政状態計算書、並びに同日をもって終了する 3 か月間の要約包括利益計算書、要約持分変動計算書、要約キャッシュ・フロー計算書、及び重要な会計方針の情報を含む期中財務情報の注記についてレビューを行った。

実施したレビュー業務に基づき、当報告書の「限定付結論の根拠」区分に記載されている状況がなければ当監査法人が認識していた可能性のある期中財務情報の修正を除き、添付の期中財務情報が、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して、ABC 株式会社の 20X1 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する 3 か月間の財務業績及びキャッシュ・フローを、[全ての重要な点において適正に表示していない、又は、真実かつ公正な概観を示していない] と当監査法人に考えさせる事項は認められなかった。

限定付結論の根拠

（日付）に支店で火災が発生し、売掛金の記録が焼失した結果として、期中財務情報に含まれる総額 xxx の売掛金についてレビュー手続を完了できなかった。会社はこれらの記録の再構築を進めているところであり、これらの記録が表示金額及び関連する貸倒引当金の裏付けとなるかどうかは不確実である。売掛金に対するレビュー手続を完了できていれば、当監査法人は、期中財務情報に対して重要な修正が必要であることを示す事項を認識していた可能性がある。

当監査法人は、ISRE 第 2410 号（改訂）、*事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー*に準拠してレビューを行った。当監査法人は、レビューに基づき期中財務情報に対する結論を表明する責任を負っている。本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である。レビューには、主に質問及び分析的手続で構成される手続の実施、並びに入手した証拠の評価が含まれる。期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、当監査法人は期中財務情報に対する監査意見を表明しない。

³⁵ 2 番目の副題「その他の法令による要求事項に関する報告」が適用されない場合、副題「期中財務情報のレビュー報告書」は不要となる。第 A178 項を参照。

³⁶ 期中財務情報が期中財務諸表一式を構成する場合、期中レビュー報告書の「結論」区分における「要約」への言及は除外される。

当監査法人は、社会的影響度の高い企業の監査又はレビューに適用される、国際会計士倫理基準審議会による職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA 倫理規程）に従って会社から独立しており、IESBA 倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、限定付結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提

期中財務情報のレビューの実施過程及びその限定付結論の形成において、期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると考えさせる事項は認められなかった。入手した証拠に基づき、会社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連して、重要な不確実性が存在することを示す事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、会社の継続企業としての存続能力を保証するものではない。

期中財務情報に対する経営者の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み] に準拠した期中財務情報の作成及び適正な表示、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中財務情報の作成及び適正な表示を可能にするために経営者が必要であると判断した内部統制の整備及び運用にある。

期中財務情報を作成するに当たり、経営者は、会社の継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、経営者に会社の清算若しくは事業停止の意図がある、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づく会計処理を採用する責任がある。

その他の法令による要求事項に対する報告

[期中レビュー報告書の本区分の形式及び内容は、現地の法令又は国の監査基準により規定される監査人のその他の報告責任の内容によって異なる。]

本独立監査人の期中レビュー報告書に係る業務の監査責任者は「氏名」である。

「監査人の署名」

「監査事務所の所在地」

「監査人の期中レビュー報告書日」

文例 6－上場企業以外の企業の連結期中財務情報に対する期中レビュー報告書であって、被支配企業の連結除外により否定的結論を含むもの。

期中レビュー報告書のこの文例においては、以下の状況が想定されている。

- ・ 準拠性の枠組みに準拠して作成された上場企業以外の企業の連結期中財務情報のレビュー当該企業はグループである。
- ・ 契約条件は、本 ISRE の第 25 項 (b) における期中財務情報に対する経営者の責任の記載を反映している。
- ・ 入手した証拠に基づき、監査人は、連結期中財務情報には、会社の支配下にある特定の企業の財務情報が含まれておらず、それは「適用される財務報告の枠組み」の要求事項に準拠していないと結論付けた。
- ・ 期中レビュー業務に適用される関連する職業倫理に関する規程は、国際会計士倫理基準審議会による *職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）*（IESBA 倫理規程）及び当該国における監査に関連する職業倫理に関する規程から構成され、監査人はその双方に言及する。
- ・ 入手した証拠に基づき、連結期中財務情報の作成に当たり、経営者が継続企業の前提に基づく会計基礎を採用したことが不適切であると監査人に考えさせる事項は認められなかった。また、期中において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することを示す事項が認められなかった。
- ・ 監査人は、連結期中財務情報のレビューに加えて、現地の法令に基づき要求されるその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中レビュー報告書

「適切な宛先」御中

連結期中財務情報³⁷のレビュー報告書

否定的結論

当監査法人は、ABC 株式会社及びその連結子会社の添付の連結期中財務情報、すなわち 20X1 年 3 月 31 日現在の連結財政状態計算書、並びに同日をもって終了する 3 か月間の連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の情報を含む連結期中財務情報の注記についてレビューを行った。

実施したレビュー業務に基づき、「否定的結論の根拠」区分に記載されている事項の重要性により、添付の連結期中財務情報は、全ての重要な点において、「適用される財務報告の枠組み」に準拠して作成されていない。

否定的結論の根拠

連結期中財務情報には、ABC 株式会社により支配されている XYZ 株式会社及び BCD 株式会社（非連結子会社）の財務情報が含まれておらず、これは「適用される財務報告の枠組み」に準拠していない。レビュー業務の実施過程において当該事項の財務的影響を完全に算定することは実務的に困難である。非連結子会社の財務情報が含まれていたならば、連結期中財務情報のほぼ全ての領域において重要な差異が生じていたと考えられる。

当監査法人は、ISRE 第 2410 号（改訂）、[事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー]に準拠してレビューを行った。当監査法人は、レビューに基づき連結期中財務情報に対する結論を表明する責任を負っている。本 ISRE に従って実施された期中財務情報のレビューは限定的保証業務である。レビューには、主に質問及び分析の手続で構成される手続の実施、並びに入手した証拠の評価が含まれる。期中財務情報のレビューにおいて実施される手続は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施される監査の手続と比べて、内容及び実施時期に幅があり、また、その範囲も限定的である。その結果、期中財務情報のレビューでは、監査において識別される可能性のある全ての重要事項について認識することはできない。したがって、期中財務情報のレビューにより得られる保証の水準は、監査により得られる保証の水準よりも大幅に低く、そのため、当監査法人は連結期中財務情報に対する監査意見を表明しない。

当監査法人は、国における期中レビュー業務に関連する職業倫理に関する規程とともに、国際会計士倫理基準審議会による「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）に従って当該グループから独立しており、これらの規程並びに IESBA 倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、否定的結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

³⁷ 2 番目の副題「その他の法令による要求事項に関する報告」が適用されない場合、副題「連結期中財務情報のレビュー報告書」は不要となる。第 A178 項を参照。

継続企業の前提

連結期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、連結期中財務情報の作成に当たり、当該グループが継続企業の前提に基づく会計を採用したことが不適切であると当監査法人に考えさせる事項は認められなかった。入手した証拠に基づき、当該グループの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連して、重要な不確実性が存在することを示す事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、当該グループの継続企業としての存続能力を保証するものではない。

連結期中財務情報に対する経営者の責任

経営者の責任は、「適用される財務報告の枠組み」に準拠した連結期中財務情報の作成、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結期中財務情報の作成を可能にするために経営者が必要であると判断した内部統制の整備及び運用にある。

連結期中財務情報を作成するに当たり、経営者は、当該グループの継続企業としての存続能力を評価し、該当する場合には継続企業に関する事項を開示し、経営者が当該グループを清算若しくは事業停止する意図を有している場合又はこれを行うほか、現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づく会計処理を採用する責任がある。

その他の法令による要求事項に対する報告

〔期中レビュー報告書の本区分の形式及び内容は、現地の法令又は国の監査基準により規定される監査人のその他の報告責任の内容によって異なる。〕

本独立監査人の期中レビュー報告書に係る業務の監査責任者は「氏名」である。

「監査人の署名」

「監査事務所の所在地」

「監査人の期中レビュー報告書日」

付録 2

（A173 項及び A174 項参照）

独立監査人の期中レビュー報告書における「継続企業の前提」区分の文例

・ **文例 1**（第 109 項参照）：

企業の直近年度の財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれており、以下に該当する場合における、無限定の結論を表明する期中レビュー報告書の「継続企業の前提」区分。

- 重要な不確実性が存在すると監査人が結論付ける原因となった事象又は状況が、期中報告日においても引き続き存在している。
- 経営者が継続企業の前提に関する重要な不確実性を期中財務情報において識別し、適切に開示している。

・ **文例 2**（第 110 項参照）：

企業の直近年度の財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれておらず、以下に該当する場合における、無限定の結論を表明する期中レビュー報告書の「継続企業の前提」区分。

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が期中期間に識別されている。
- 経営者が継続企業の前提に関する重要な不確実性を期中財務情報において識別し、適切に開示している。

・ **文例 3**（第 111 項参照）：

以下に該当する場合における、無限定の結論を表明する期中レビュー報告書の「継続企業の前提」区分。

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が期中報告日時点で存在しないと結論付けるにあたって重要な判断が経営者により行われた。
- 経営者の開示は適切である。
- 経営者による重要な判断が、利用者が期中財務情報を理解する基礎として重要であると、監査人が判断している。

文例 1

継続企業の前提に関する重要な不確実性

会社の 20X0 年 12 月 31 日現在及び同日をもって終了する事業年度の監査済み財務諸表に対する監査報告書には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれており、当該区分では「事象又は状況を記載」について記載されている当該財務諸表の注記 4 に言及している。

期中財務情報の注記 C に記載されているように、会社は、20X1 年 3 月 31 日に終了する 3 か月間に xxx の純損失を計上しており、同日現在において xxx の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、経営者が継続企業を前提として期中財務情報を作成することが適切ではないと信じさせる事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、会社が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない。

文例 2

継続企業の前提に関する重要な不確実性

期中財務情報の注記 C に記載されているように、「事象又は状況を記載」ことから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、経営者が継続企業を前提として期中財務情報を作成することが適切ではないと信じさせる事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、会社が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない。

文例 3

継続企業の前提

期中財務情報の注記 C には、会社が直面する不確実性、継続企業の前提に関する評価において経営者が行った重要な判断及び会社の事業活動に及ぼす影響に対処するために講じられた緩和措置の範囲が記載されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

期中財務情報のレビューの実施過程及びその結論の形成において、経営者が継続企業を前提として期中財務情報を作成することが適切ではないと信じさせる事項は認められなかった。入手した証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して、重要な不確実性が存在することを示す事項は認められなかった。

当監査法人による記述は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づくものであり、会社が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない。

国際監査基準（ISA）、複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準（ISA for LCE）、国際保証業務基準（ISAE）、国際レビュー業務基準（ISRE）、国際関連サービス基準（ISRS）、国際品質管理基準（ISQM）、国際監査実務ノート（IAPN）、公開草案（ED）、コンサルテーション・ペーパー（CP）及びその他の IAASB 公表物は、IFAC が著作権を所有する。

IAASB®、国際倫理・監査財団™（IFEATM）及び国際会計士連盟®（IFAC®）は、本公表物の内容に依拠して行動する、若しくは行動を抑える者に生じた損失について、その損失が過失によるものであるか否かにかかわらず、責任を負わない。

著作権©2026 年 5 月国際会計士連盟（IFAC）。無断複製・転載を禁ずる。

最大限に公開しフィードバックを得るために本著作物を複製することは許可されているが、各複製物に以下の著作権表示を記載することを条件とする。「著作権©「年月」国際会計士連盟®又は IFAC®。無断複製・転載を禁ずる。IFAC の許可を得て使用。最大限に公開しフィードバックを得るために本著作物を非商用目的で複製することは許可されている。」本文書の翻訳、又は本基準の最終版の複製若しくは翻訳には書面による許可が必要である。

「国際監査・保証基準審議会（IAASB）」、「国際監査基準（ISA）」、「複雑でない企業の財務諸表監査に関する国際監査基準（ISA for LCE）」、「国際保証業務基準（ISAE）」、「国際レビュー業務基準（ISRE）」、「国際関連サービス基準（ISRS）」、「国際品質マネジメント基準（ISQM）」、「国際監査実務ノート（IAPN）」、並びに「IAASB」、「国際監査基準」、「ISA for LCE」、「ISAE」、「ISRE」、「ISRS」、「ISQM」及び「IAPN」並びに IAASB ロゴは、IFAC の商標、又は米国その他の国における IFAC の登録商標及びサービスマークである。「国際倫理・監査財団」及び「IFEATM」は、米国その他の国における IFEATM の商標である。

著作権、商標及び許可に関する情報については、許可のページにアクセスするか、Permissions@ifac.org に連絡されたい。



IAASB™

International Auditing and Assurance Standards Board

AN IFEA BOARD

COPYRIGHT OF:



International
Federation
of Accountants®

2026 年 6 月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「公開草案 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」」は、2026 年 7 月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。「公開草案 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Exposure Draft, Proposed International Standard on Review Engagements 2410 (Revised) の英語文© 2026 年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「公開草案 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）案「事業体の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」」の日本語文© 2026 年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Exposure Draft, Proposed International Standard on Review Engagements 2410 (Revised)

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。